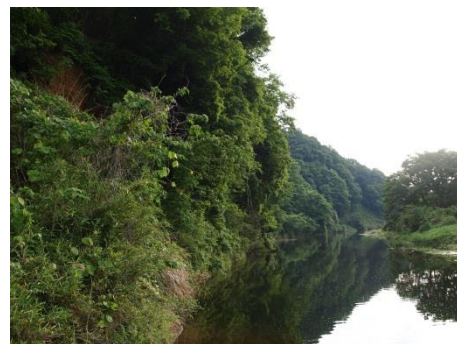
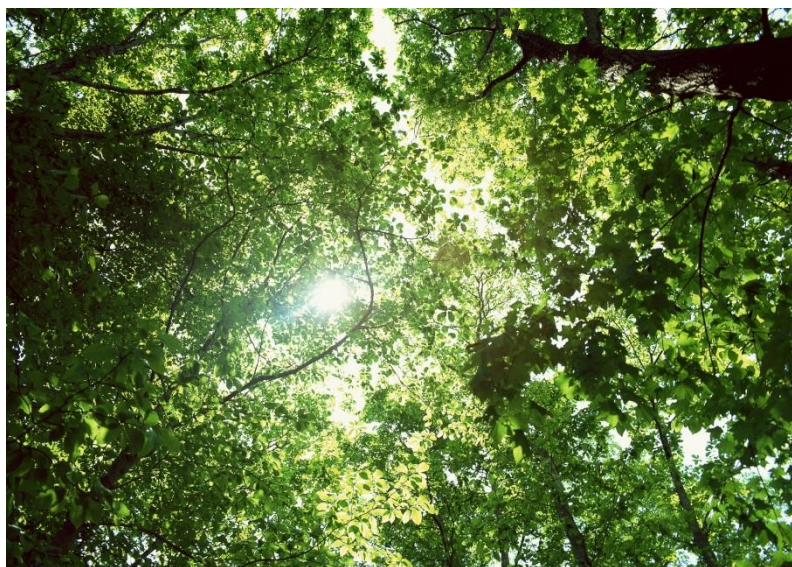


坂戸市緑の基本計画 (中間年次改訂版)



平成28年3月



坂 戸 市



はじめに

本市は、秩父山系に端を発する越辺川、高麗川が西から東に流れ、川沿いには豊かな田園風景が広がり、郊外には屋敷林や雑木林が点在するなか、都心から45キロ圏内という立地条件に恵まれ発展してきました。

しかしながら、急速な都市化に伴い、子どもたちが川で遊び、林で虫取りをした豊かな自然環境は年々減少してきています。こうした状況を受け、坂戸市が誇れる自然環境の良さ、良好な水辺空間を孫子の代に伝えることは、私たちの責務となっています。

そこで、平成18年3月に「緑」、「花」、「清流」の合言葉のもと、市民・企業・行政とのパートナーシップによって「緑と花と清流のあるまち」を創り上げようと「緑の基本計画」を策定し、今日まで緑に関する施策を推進してまいりました。

このたび、「緑の基本計画」の中間年次を迎えるにあたり、20年計画の前期10年間の施策の進捗状況等を踏まえ、計画の目標を含む見直しを行い、「緑の基本計画（中間年次改訂版）」を策定いたしました。

今後も、地域の活力を高め、快適な環境を創造するため、本計画を緑に関する総合的な指針として各種事業を推進してまいりますので、皆様のご支援とご協力を心からお願い申し上げます。

平成28年3月

坂戸市長 石川 清

◆ 目次構成

第1章 「緑の基本計画」について

1. 「緑の基本計画」の概要…………… 1
2. 緑について…………… 3
3. 計画の枠組み…………… 6
4. 計画の体系…………… 7

第2章 坂戸市の緑の現状と課題

1. 坂戸市の概況…………… 8
2. 緑の現況…………… 9
3. 緑のまちづくりに向けた課題…………… 12

第3章 緑の目標と将来像

1. 計画の基本理念…………… 14
2. 計画の基本方針…………… 15
3. 計画の目標…………… 16
4. 緑の将来像…………… 19
5. 緑に関する施策の体系…………… 23

第4章 緑の保全・創造・育成計画

1. 安心・快適な生活を支える緑の基盤を創る…………… 25
(公園・緑地の整備計画)
2. 緑と花で潤いと彩りあるまちなみを創る…………… 33
(都市緑化推進計画)
3. ふるさとの自然と緑の風景を大切に守り育てる…………… 38
(自然環境・景観の保全、育成計画)
4. 郷土の誇りである清流を守り、活用を図る…………… 43
(清流と人との共存推進計画)
5. 市民・企業・行政など、みんなが力をあわせて緑を育てる…………… 47
(市民参加による緑と花と清流のまち育成計画)

第5章 緑のリーディングプラン…………… 52

- プラン1. ふるさとの森づくりプラン…………… 53
- プラン2. 花いっぱいのまちづくりプラン…………… 55
- プラン3. 清流と水辺の再生プラン…………… 57

第6章 計画の推進に向けて…………… 60

<参考資料>

1. 中間年次改訂の経過…………… 61
2. 坂戸市緑の基本計画庁内検討委員会委員名簿…………… 62
3. 市民意向調査の概要…………… 63
4. 用語集…………… 67

第1章 「緑の基本計画」について

1. 「緑の基本計画」の概要

(1) 「緑の基本計画」とは

「緑の基本計画」とは、「都市緑地法」（平成16年12月「都市緑地保全法」が改正）に基づき、市町村が策定する総合的な「緑地の保全および緑化の推進に関する基本計画」のことで、次のような特色があります。

●緑に関する市の総合的な計画です。

緑の整備は、都市公園の整備だけでなく、緑地や清流、生態系、郷土景観の保全、緑化活動、緑の普及・啓発や市民・企業・行政が連携した仕組みづくりなど、緑に関する総合的な計画として策定します。

●坂戸市の特性に応じ、市の創意に基づいて策定する計画です。

法律に基づいて策定する計画ですが、坂戸市の緑の特性に応じ、市民の意見を反映しながら、市の創意に基づいて策定する計画です。

●市民・企業・行政などが協働して取り組むための指針（ガイドライン）です。

緑豊かなまちづくりを推進していくためには、多くの人の理解と協力が必要であり、本計画は、市民・企業・行政などが協働して取り組むための指針（ガイドライン）としての役割をもっています。

(2) 計画の目的

本市は、高麗川、越辺川などの河川をはじめ、郊外に広がる農地、城山や郊外のまとまった樹林など、豊かな自然と共存しながら発展してきました。

こうした自然は、私たちの生活に潤いと安らぎを与えてくれるだけでなく、地球温暖化やヒートアイランド現象を抑制し、防災上も重要な役割を果たしています。

市では、「緑のマスタープラン」（昭和53年3月策定、平成元年3月見直し）に基づき、都市公園の整備をはじめ、「坂戸市環境保全条例」に基づく保存樹木、保存樹林、生け垣の指定・補助、緑地協定の締結など、緑地の保全と緑化の推進を図ってきました。また、「都市緑地法」が制定され、「緑の基本計画」の法律上の位置づけが強化されました。

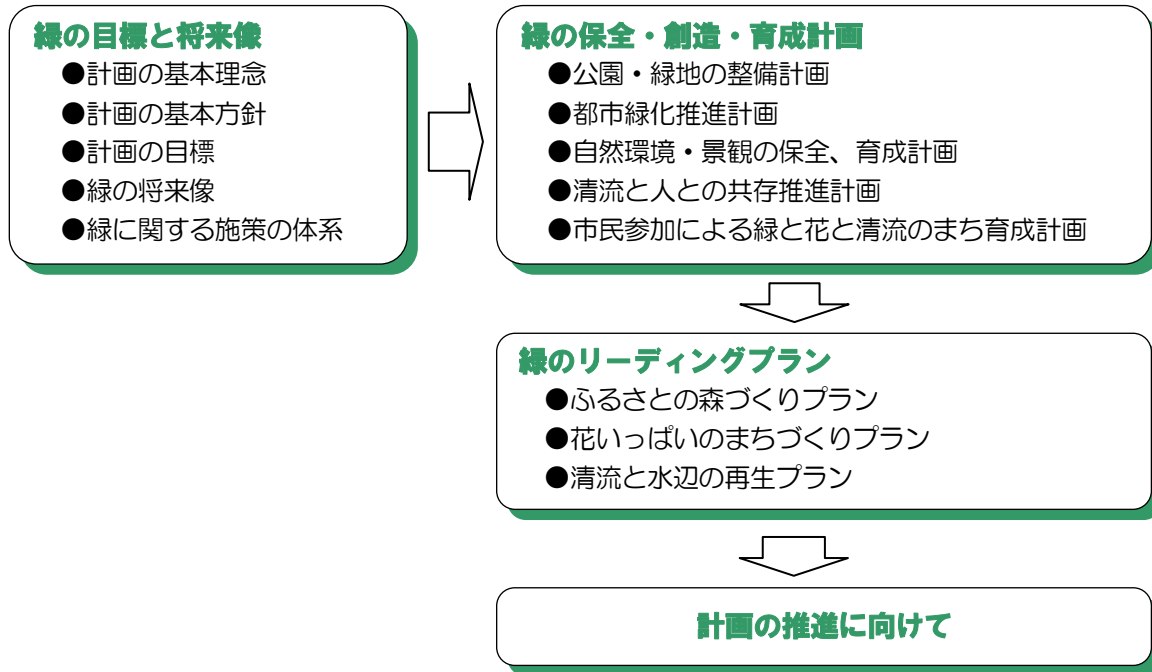
「緑」に関する市民の意識は高く、上位計画にあたる「第6次坂戸市総合振興計画」（平成24年3月策定）や「都市計画マスタープラン」（平成24年度一部改訂）においても、自然に関する施策は計画の大きな柱の1つとなっています。

こうした背景を受け、本計画は、緑に関する総合的な施策を推進するための指針（ガイドライン）として策定するものであり、中間年次にあたる本年度に前期10年の実績等を考慮して改訂を行い、より実効性の高い計画としました。

(3) 計画の構成

本計画は、緑の将来像を設定し、その実現に向けた緑の保全・創造・育成に関する計画（施策）を示すとともに、計画を先導する緑のリーディングプランを提案しています。

◆計画の構成

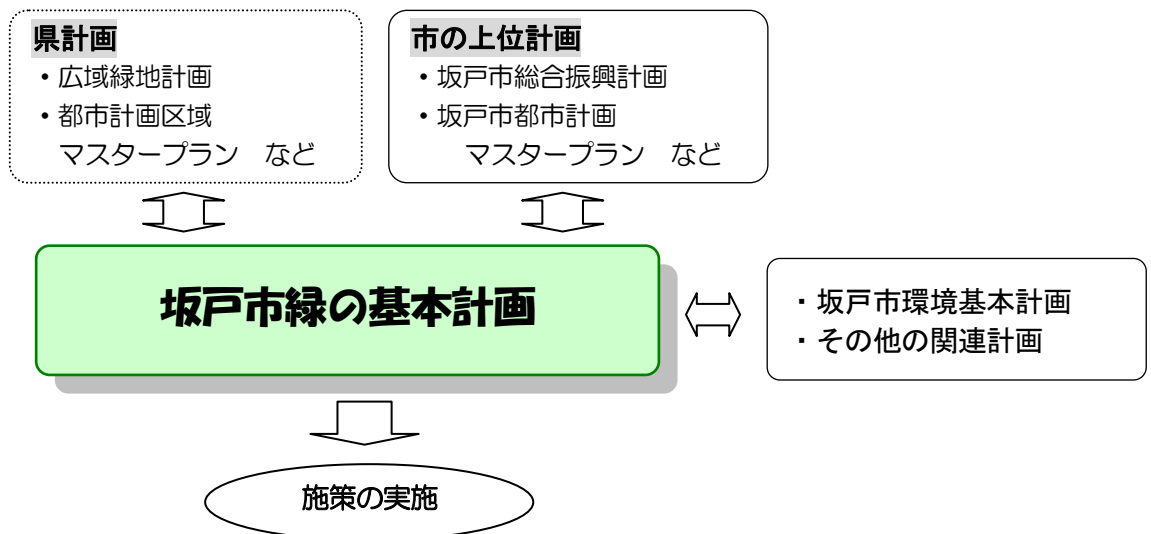


(4) 計画の位置づけ

本計画は、法律に基づく計画であり、基本的な枠組みについては、県の各種計画や市の総合振興計画、都市計画マスタープランといった上位計画、環境基本計画などの関連計画と整合を図りながら、緑の保全・創造・育成に関する総合的かつ計画的な施策として位置づけています。

また、相互の施策の連携により計画の実効性を高めていきます。

◆計画の位置づけ



2. 緑について

(1) 緑の役割

緑は、次に示すような様々な働きをもっており、私たちの心、生活、地域や都市全体に深く関わっています。こうした緑のもつ役割を再認識し、大切に守り育てていくことが必要です。

<緑の働き>

- ◆空気をきれいにし、地球温暖化を防ぎます（地球温暖化抑制機能）
- ◆雨、風、日差しなどの影響を和らげる働きがあります（気象の緩和機能）
- ◆様々な生き物たちに生息の場を与えています（自然生態系の維持機能）
- ◆災害から人やまちを守る働きがあります（防災機能）
- ◆自然とのふれあい・レクリエーション活動の場を与えてくれます（レクリエーション機能）
- ◆美しい景観をつくり、生活に安らぎと潤いを与えてくれます（景観形成機能）
- ◆穀物、野菜等の食糧や花などの生産の場としての働きがあります（生産機能）

(2) 計画の対象とする緑

本計画では、日常生活で私たちの目にふれる次のような「緑」を対象としており、緑を守り、新たに創り（増やす）、育てていくことを目的としています。

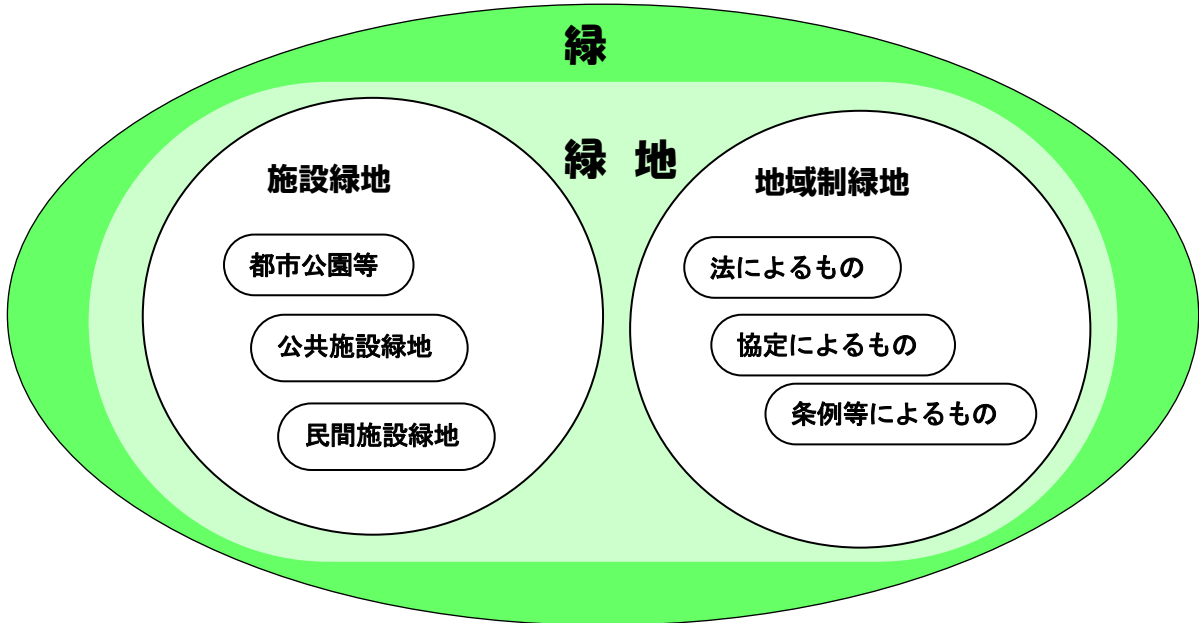
◆計画の対象とする緑



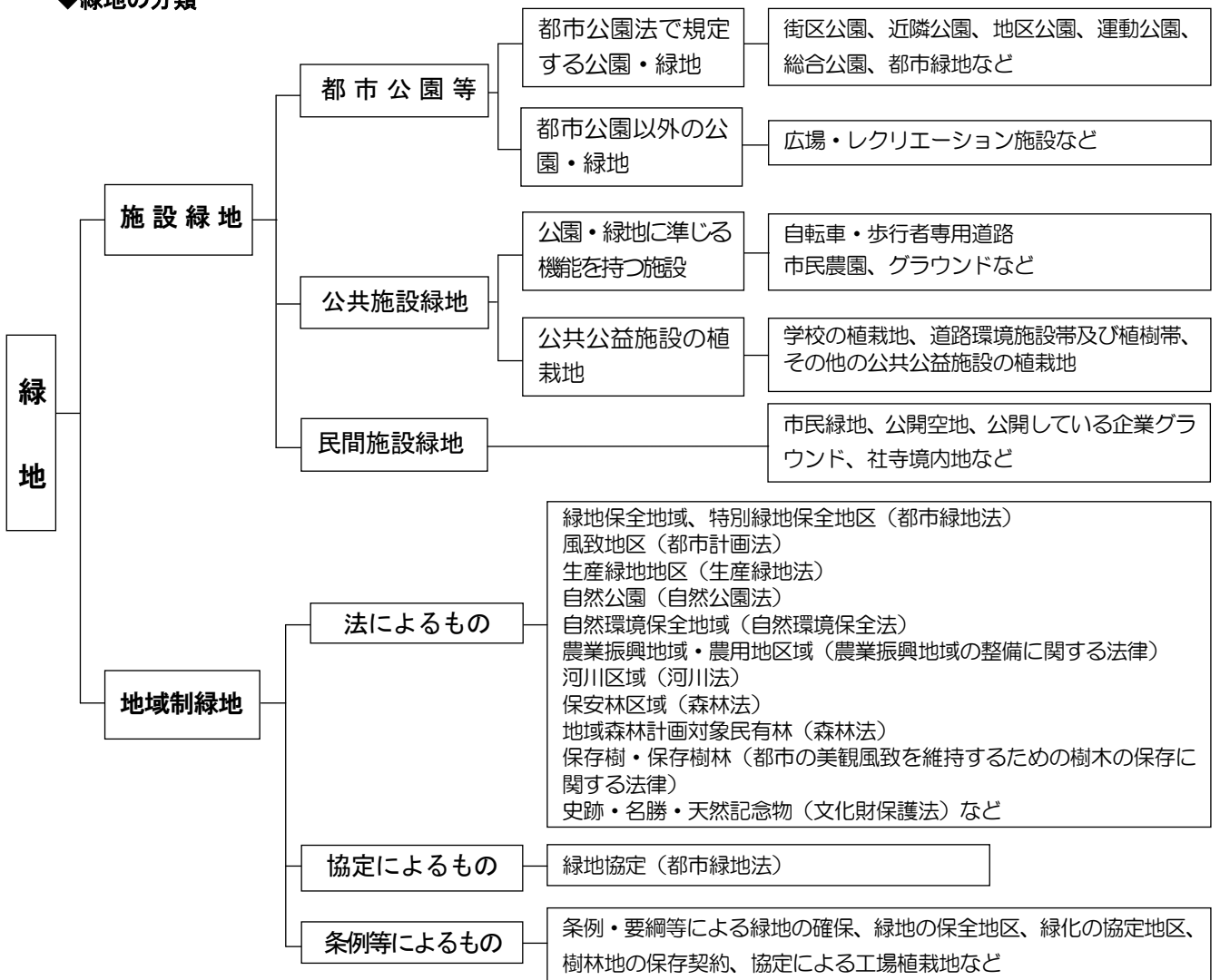
<参考> 緑地の定義と分類について

本計画では、都市公園など、施設として担保されている緑（施設緑地）と法律や県・市の条例等の指定により一定の永続性が確保されている緑（地域制緑地）を「緑地」として定義しています。

◆「緑地」の定義



◆緑地の分類



◆本計画で対象とする「緑」・「緑地」



●身近な公園等



●市民花壇



●街路樹・学校・公共施設の緑



●団地の緑



●生け垣



●田んぼ



●工場等の緑



●点在する雑木林



●社寺境内林



●茶畑



●屋敷林



●河川等の水辺

3. 計画の枠組み

「第6次坂戸市総合振興計画」及び「坂戸市都市計画マスタープラン」との整合を図りながら、本計画の基本的な枠組みを次のように設定します。

(1) 計画対象区域

本計画の対象区域は、坂戸市全域(面積 4,097ha) とします。

本市は全域都市計画区域となっており、市街化区域及び市街化調整区域の面積は次のとおりです。

◆計画対象区域

面積(都市計画区域)	市街化区域	市街化調整区域
4,097ha	1,068ha	3,029ha

※市域面積は平成27年3月に国土地理院により4,102haに修正されたが、市街化区域と市街化調整区域の内訳は決定されていないため、本計画では従前の面積を使用する

(2) 目標年次

本計画の目標年次は、都市計画マスタープランと整合を図り、当初計画策定から概ね20年後の平成37年度(2025年度)とし、中間年次を平成27年度(2015年度)と設定します。

(3) 人口の見通し

市の人口は、昭和40年代から平成7年までは、順調に増加してきましたが、その後は微増、横這いの状況になっており、平成27年4月1日現在、101,031人となっています。

国の人口は平成20年(2008年)をピークに減少傾向に転じており、埼玉県も今後緩やかに減少するとみられています。本計画では、本市における人口の現状と将来の展望を提示する坂戸市人口ビジョンを基に、目標年次(平成37年度)の人口を、98,683人と想定します。

◆将来人口の見通し

年次	現況(平成17年度)	中間年次(平成27年度)	目標年次(平成37年度)
人口	99,026人	101,031人	98,683人

*将来人口:「坂戸市人口ビジョン素案」(平成27年8月20日)の推計に基づく

4. 計画の体系

【基本理念】

「緑と花と清流のまち・さかど」

市民・企業・行政など、みんなが力を合わせ、
緑と花と清流に包まれた美しいふるさとづくりをめざします。

【基本方針】

「緑と清流を守る」(保全)

「緑と清流を創る」(創造)

「緑と清流を育てる」(育成)

【基本施策と施策の方針】

1. 安心・快適な生活を支える 緑の基盤を創る

(公園・緑地の整備計画)

- ①身近な公園・広場・緑地を整備する
- ②特色のある公園・緑地を整備する
- ③安全・安心に配慮した公園・緑地を整備する
- ④公園・緑地の効果的な活用・管理を進める
- ⑤民間施設緑地を増やす
- ⑥緑のネットワークを整備する

2. 緑と花で潤いと彩りある まちなみを創る

(都市緑化推進計画)

- ①道路など、緑化によるネットワークづくりを進める
- ②まちの拠点となる公共施設緑化を進める
- ③民有地の緑化を進め、まちのうらおいを高める

3. ふるさとの自然と緑の風景を 大切に守り育てる

(自然環境・景観の保全、育成計画)

- ①身近な自然・緑を守る
- ②坂戸らしい歴史文化的環境の保全と活用を図る
- ③郷土の特徴的な景観を維持・創出する
- ④農地の保全と土とのふれあいを高める

4. 郷土の誇りである清流を守り、 活用を図る

(清流と人との共存推進計画)

- ①清流と水環境の維持・保全を図る
- ②清流に親しむ場の整備と多面的な活用を図る
- ③清流を活かした人と地域の新たな結びつきを促進する

5. 市民・企業・行政など、 みんなが力をあわせて緑を育てる

(市民参加による緑と花と清流のまち育成計画)

- ①市民参加による緑化を促進する
- ②緑と花と清流に関する啓発・普及活動を進める
- ③緑と花と清流を守り・育てる仕組みをつくる
- ④土とふれあう仕組みを充実する

【緑のリーディングプラン】

- 1. ふるさとの森づくりプラン ~ふるさとの原風景や動植物の生育環境を次世代に継承するために！~
- 2. 花いっぱいのもちづくりプラン ~市民による花いっぱい運動の輪を広げていくために！~
- 3. 清流と水辺の再生プラン ~ふるさとの誇りである清流と良好な水辺環境を継承していくために！~

計画の推進に向けて

第2章 坂戸市の緑の現状と課題

1. 坂戸市の概況

(1) 概況

① 位置・地勢

坂戸市は、埼玉県のほぼ中央にあり、周囲は東が比企郡川島町、西が日高市・入間郡毛呂山町、南が川越市・鶴ヶ島市、北が東松山市・比企郡鳩山町に接しています。

地形は、おおむね平坦で、西部には秩父山系の先端がのびて市の平野部の間に突出し、その先端は城山（海拔 113.4m）となっています。この丘陵を背にして高麗川が東へ流れ、北部で越辺川と合流した後に南下し、さらに市の東端で入間川に合流して荒川に注いでいます。

② 歴史

坂戸市は、昔から交通の要衝に位置し、古い市街地は江戸時代の日光裏街道の宿駅でした。

その後は、農業が盛んになり、明治 29 年 12 月に町制がしかれました。

大正 5 年には、東京池袋からの東武東上線が開通し、昭和 29 年 7 月には、坂戸町・三芳野村・勝呂村・入西村・大家村の 5 町村が合併して新生坂戸町となり、農業中心の町として順調な発展を遂げてきました。

昭和 40 年代から東京への通勤者の住宅地として、人口が徐々に増加する傾向を示し始め、東武東上線に昭和 48 年には北坂戸駅が、また、昭和 54 年には若葉駅が新設されました。

以後、大規模住宅団地の建設にともない、本市の人口は急激に増加し、昭和 51 年に県下で 39 番目の市制をしき、昭和 50 年から昭和 55 年までの人口増加率は、市の中で全国一の伸びを示しました。

就業構造も、以前の農業主体から商工業主体の都市型構造へと変ぼうし、埼玉県西部の中核都市として発展してきています。

③ 人口推移

本市の人口は、平成 27 年 4 月現在約 10.1 万人で、昭和 48 年から昭和 60 年までは急増し、平成 7 年まで順調に増加してきましたが、それ以後は微増又はほぼ横這いの状況となっています。

(2) 自然特性

坂戸市は、低地に広がる田んぼと、台地の上に形成された市街地や畑の 2 つに大きく分けられます。田んぼは、まとまった緑として都市の景観を形成し貴重な緑となっており、畑や市街地に点在している雑木林は、四季折々の美しい風景を提供しています。また、市街地では、団地の緑などが風格を増してきています。

田んぼ以外のまとまりを持った緑としては、丘陵地的な立体感を持つ大きな緑として城山周辺の緑地があげられ、高麗川の清流の背景となる城山周辺は、県内に誇れる本市を代表する緑となっています。また、北側を取り巻くように越辺川が流れ、ここに高麗川が市の中央を縦断して流れ込んでおり、本市の特徴である清流と、水辺の自然豊かな緑地が市内の広範囲で見ることができます。

本市の優れた自然としては、秩父山系の先端が平野部に突出する部分に形成された森林性の緑地、高麗川・越辺川の河畔林や水辺と一体となった草地や川原、生物の多様性を保つ自然豊かな農業用水路や田んぼ、また、身近な野生動植物の生息地で市内に点在する雑木林・社寺境内林などがあげられます。

2. 緑の現況

(1) 緑の現況

平成 16 年度緑の基礎調査及び統計坂戸によると、平成 17 年に 1,962ha あった緑が、平成 27 年には 1,851ha に減少しています。また、このうちの大部分が農地と河川となっています。

樹林地は年々減少していますが、市街地周辺にも比較的多く残されています。

◆坂戸市の緑の現況

区分	計画当初	現況
山林・樹林地	143.8ha	124.2ha
農地	田	723.8ha
	畑、その他	723.1ha
	小計	1,446.9ha
公園・緑地等	60.0ha	59.5ha
河川・池沼	311.3ha	311.3ha
合計	1,962.0ha	1,850.8ha

(2) 緑地の現況

本市の緑地の現況は次のとおりです。

① 都市公園等の現況

本市の施設緑地のうち都市公園等については、次のように 127 か所、約 51ha が整備されています。

◆都市公園等の現況

都市施設名	計画決定	種別	計画当初		現況	
			数(か所)	面積(ha)	数(か所)	面積(ha)
都市公園等	都市計画決定	近隣公園	5	10.5	5	10.5
		街区公園	35	8.3	41	10.0
		都市緑地	5	1.5	5	1.5
		緩衝緑地	1	0.7	1	0.7
			46	21.0	52	22.7
	都市計画決定以外	運動公園	1	10.2	1	10.2
		都市公園以外の運動公園	6	9.2	6	8.8
		街区公園	21	2.2	22	1.6
		その他公園	2	(0.04)	7	0.4
		その他緑地	4	6.6	39	7.3
		34	28.2	75	28.3	
		80	49.2	127	51.0	

② 地域制緑地の現況

本市の地域制緑地としては次のようなものが指定されています。

- 法によるものとしては、市街化区域内の農地を対象に指定されている生産緑地地区、市街化調整区域内の農地を対象とした農用地区域、高麗川や越辺川などの河川区域があります。
- 条例等によるものとしては、市の環境保全条例による保存樹林があります。
- 協定等では、にっさい花みず木地区で、緑地協定が定められています。

③ 緑地の現況量

本市の都市公園等および地域制緑地といった永続性のある緑地の現況量は、平成27年3月現在、面積1,101.7ha、市域面積の約26.9%となっています。

◆坂戸市の緑地現況量

区 分		計画当初(ha)			現 況(ha)			
		市街化	調整	計	市街化	調整	計	
施設緑地	都市公園*1	24.1	15.8	39.9	24.5	17.2	41.7	
	その他の公園等*2	1.5	7.8	9.3	1.6	7.7	9.3	
	計	25.6	23.6	49.2	26.1	24.9	51.0	
地域制緑地	法によるもの	生産緑地地区	22.7	-	22.7	19.3	-	19.3
		農用地区域	-	737.8	737.8	-	696.2	696.2
		河川区域			311.3			311.3
	条例等によるもの		2.4	10.5	12.9	0.7	19.1	19.8
	協定によるもの		4.1	-	4.1	4.1	-	4.1
	計 *3		(29.2)	(748.3)	1,088.8	(24.1)	(715.3)	1,050.7
緑地現況量 計 *3		(54.8)	(771.9)	1,138.0	(50.2)	(740.2)	1,101.7	

*1：都市公園法に基づく公園

*2：都市公園以外の公園

*3：（ ）内の数字は、市街化区域、市街化調整区域の面積が仕分けできるものの合計となり、計とは合致しない

P 1 1 緑地現況図

図は別添ファイルをご覧ください

3. 緑のまちづくりに向けた課題

本市の緑の現況などを踏まえ、緑のまちづくりに向けた課題を次のように整理します。

(1) 緑の保全に関する課題

① 水辺環境の保全

高麗川、越辺川など良好な水辺環境の保全と、その水質の維持が今後とも重要であり課題となっています。

② 城山周辺の森林の保全

まとまりのある緑地として、また、市を代表する景観として、城山周辺の樹林の保全が課題となっています。

③ 市街地に点在する雑木林やその他の樹林地など民有地の樹林の保全

まちに潤いを与える市街地に点在する雑木林や社寺境内林、その他の樹林地など、これら民有地の樹林の保全が課題となっています。特に、樹林地においては、その維持管理手法も解決しなければならぬ課題の1つです

④ 歴史のある古木や地域を代表する特徴ある樹木などの保全

地域の歴史を伝える社寺境内地の古木や、地域を代表するような特徴ある樹木・大木などの保全が課題となっています。

⑤ 農地の保全

田んぼや畑、果樹園などの農地は、坂戸市の骨格をなす貴重な緑であり、これらの保全が課題となっています。

(2) 緑の創造に関する課題

① 都市の顔となる公園の整備

レクリエーション、防災、景観などの視点も含め、人口10万人の中都市である本市においては、都市の顔、中心となる公園が必要であり、その整備が課題となっています。

② 緑化の推進

○中心市街地の緑化

中心市街地は敷地が狭小なところが多く、緑化手法の検討を含め課題となっています。

○公共公益施設の緑化

公共施設や公益施設においては、敷地の狭いところもあり、緑化があまりなされていない施設もみられるため、先導的な役割を担う緑化の実施が課題となっています。

○花いっぱいのもちの実現

坂戸市では「花いっぱいのもち・さかど」をテーマに都市緑化を推進しています。花いっぱいのもちの花壇やオープンガーデンなど、市民と行政など協働の創意・工夫による緑化活動は欠かすことのできないものであり、今後、さらにこの充実と持続が課題となっています。

(3) 緑の育成に関する課題

① 市民参加による緑のまちづくりの機運の醸成や仕組みづくり

坂戸市では、様々な場面で市民参加が活発に行われています。緑の育成についても、市民一人ひとりの意識の醸成、それを支える人づくり、各種ボランティア・市民団体への支援、PR・啓蒙活動などが重要です。今後は、これまでの機運を「緑」をキーワードに連携し、実効性・継続性のある、市民参加による緑のまちづくりと仕組みづくりが必要です。

② 都市公園における新しい管理手法や活用方法の導入

地方自治法の改正により、指定管理者による民間事業者などによる都市公園の管理が始まり、都市公園の管理手法や活用方法は新しい展開をみせています。坂戸市においても、現在開設済の都市公園等において、新しい管理手法や活用方法の導入が求められ、公園のさらなる活用とコスト削減が望まれます。



●入西公園

第3章 緑の目標と将来像

1. 計画の基本理念

「緑の基本計画」における計画の基本理念を、次のように設定します。

◆計画の基本理念

<計画テーマ>

「緑と花と清流のまち・さかど」

<基本理念>

市民・企業・行政など、みんなが力を合わせ、
緑と花と清流に包まれた美しいふるさとづくりをめざします。

市内には、城山の樹林や武蔵野の面影を残す雑木林、屋敷林などの緑が今なお残っています。また、高麗川、越辺川やその支流の豊かな水の恩恵を受け、優良な水田や畑が郊外に広がり、河川の水辺空間と調和した心和む景観を造っています。

市街地には、学校や公園、道路などの公共施設の緑や住宅地などの生け垣など、生活の中で多くの緑が息づいており、こうした環境の中でいろいろな生き物も生息しています。

これらの緑は、ふるさと坂戸の風景や風土を形づくっているかけがえのない財産といえます。しかしながら、これまでの急速な都市化に伴い、これらの緑は減少してきています。

先人から受け継いだ貴重な財産である豊かな緑や清流、自然環境を守るとともに、創り、育て、未来を担う子どもたちに継承していくことが、今を生きる私たちの役目であると考えます。

そのためには、私たち一人ひとりが緑や清流などを大切に作る気持ちを持ち、市民・企業・行政などが理念や指針を共有し、適切なパートナーシップに基づいて緑を育てていく努力が必要です。

緑の基本計画では、こうした考えに基づいて「緑と花と清流のまち・さかど」をテーマに、「市民・企業・行政など、みんなが力を合わせ、緑と花と清流に包まれた美しいふるさとづくり」をめざします。



●高麗川右岸環境側帯

2. 計画の基本方針

基本理念に基づき、緑のまちづくりを進めていくための基本方針として、次の3つの柱を設定します。

◆緑と清流を守る(保全)

身近な緑と清流を次世代に伝えていくため、高麗川や越辺川などの河川の水辺、城山のまとまった樹林、郊外に広がる農地をはじめ、生活の中に息づいている社寺境内林、雑木林、屋敷林などの身近な緑と清流の保全を図ります。

また、これらの緑は多様な生き物の生息の場となっているので、生息空間の維持・保全に努めます。

◆緑と清流を創る(創造)

高麗川や越辺川などの水辺の活用を図るとともに、まちに緑を増やし、緑と花の美しいまちを創ります。

そのため、市民の憩いの場となる公園・緑地の計画的な整備を進めるとともに、まちの緑化を積極的に進めます。

高麗川や越辺川などについては、清流の保全と水環境の向上に努めるとともに、水辺空間の整備による自然とのふれあいの場づくりを進めていきます。

また、高麗川ふるさと遊歩道など、河川を活かして多様な緑の拠点間を結ぶ水と緑のネットワークの形成を図ります。

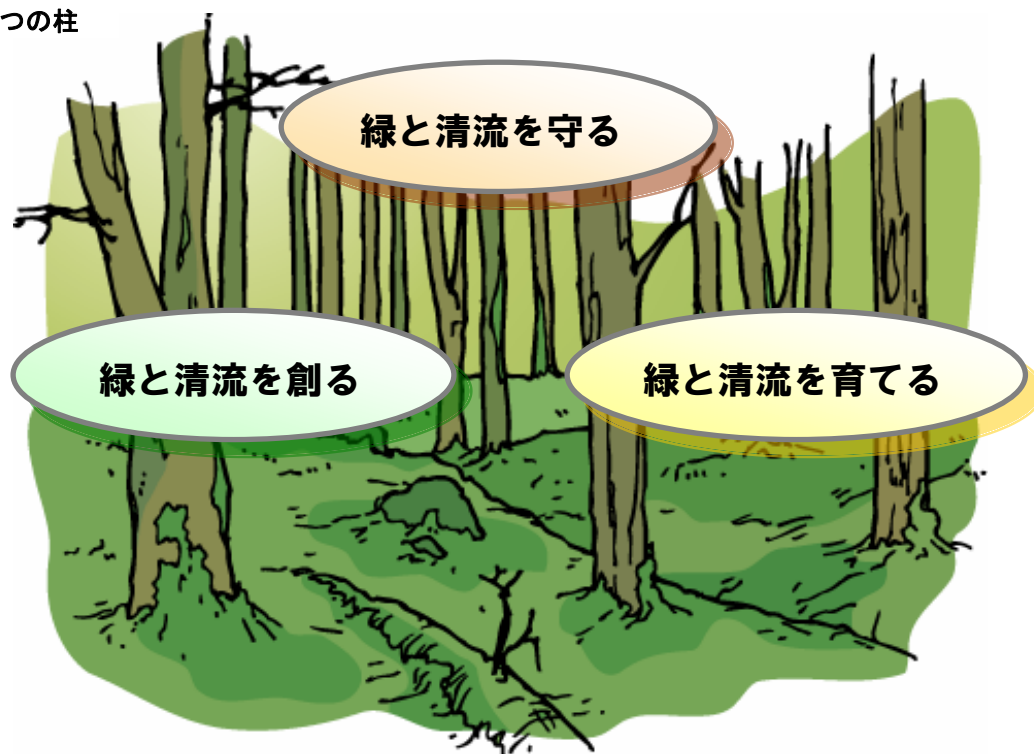
◆緑と清流を育てる(育成)

市民・企業・行政など、みんなが力をあわせて緑と花と清流のまちづくりを進めます。

そのため、市民参加による緑化をこれまで以上に促進していくとともに、緑と清流に対する関心・意識を高めるための啓発・普及活動を進めます。

また、緑と清流を守り・育てるための仕組みづくりを進めます。

◆計画の3つの柱



3. 計画の目標

本計画では、公園・緑地の整備状況、地域制緑地の指定状況、緑化状況と将来人口の見通し、計画の基本方針などを踏まえ、計画の指標として次の4つの目標を設定します。

(1) 都市公園等の整備目標

～都市公園等の面積を計画当初の概ね 1.2 倍にすることをめざします

市民のレクリエーションの場、憩いの場として利用されている都市公園等は、平成 27 年 3 月現在、127 か所、面積 51.0ha で、市民一人あたり 5.0 m²となっています。

今後も、身近な都市公園等の整備を推進し、目標年次までに都市公園等の面積を計画当初の 1.2 倍の 59.0ha、市民一人あたり 6.0 m²とすることをめざします。

◆都市公園等の整備目標

年次 項目	計画当初 平成 17 年度(2005 年度)	現況 平成 27 年度(2015 年度)	目標年次 平成 37 年度(2025 年度)
都市公園等	49.2ha	51ha (+1.8ha)	59ha (+約 10ha)
一人あたりの面積	5.0 m ²	5.0 m ²	6.0 m ²
人口	99,026 人	101,031 人	98,683 人

※都市公園等は、都市計画決定公園および都市計画決定されていない公園・緑地を含む

(2) 樹林地の保全目標

**～法や条例等の指定により、
保全する樹林地の面積を計画当初の 5 倍にすることをめざします**

市内には、城山周辺をはじめまとまった樹林地が比較的多く残されています。これらの樹林地はふるさとの景観や動植物の生息・生育の場として重要な役割を担っています。

中間年次の時点で、市の「環境保全条例」に基づく保存樹林の指定で法的に守られている樹林地は約 19.8ha と増加しています。しかし、樹林地全体で見ると、その大部分は民有地であり、開発等により年々減少しているのが現状です。

今後、残された樹林地については、法や条例などに基づく地域制緑地（特別緑地保全地区、市民緑地、保存樹林など）の指定を図るなどして、保全する樹林地の面積を計画当初の 5 倍（面積約 65ha）にすることをめざします。

◆樹林地の保全目標

年次	計画当初 平成 17 年度(2005 年度)	現況 平成 27 年度(2015 年度)	目標年次 平成 37 年度(2025 年度)
保全措置の講じられた樹林地	12.9ha	19.8ha (+6.9ha)	65ha (+約 52ha)
指定樹林地の割合	9.0%	約 16%	約 52%

※指定樹林地の割合：保全措置の講じられた樹林地÷現況樹林地面積

※市内の樹林地の面積：地目別土地利用の山林を対象（統計坂戸より）

(3) 緑地率の保全目標

～緑地の減少を食い止めます。将来にわたり保全が担保される公園、緑地の面積を計画当初の2倍にすることをめざします

本市の緑(農地、河川、山林・樹林地、公園・緑地など)は、中間年次の時点で、面積約 1,851ha あり、市域面積の約 45.2%を占めています。

このうち、都市公園等の施設緑地と法や条例に基づく制限がかけられている地域制緑地の合計面積は 1,101.7ha (河川区域を含む)、市域面積の 26.9%を占めています。

緑地の大部分を占めている農地や樹林地が年々減少するなか、緑地の減少を食い止め、前述した都市公園などの整備、法や条例に基づく地域制緑地の指定などを活用しながら、農用地などを除き、将来にわたり保全が担保される公園、緑地の面積を2倍にすることをめざします。

◆緑地率の保全目標

年 次		計画当初 平成17年度(2005年度)	現況 平成27年度(2015年度)	目標年次 平成37年度(2025年度)
緑地	都市公園等*1	49.2ha	51ha (+1.8ha)	59ha (+約10ha)
	地域制緑地*2	1,088.8ha	1,050.7ha(-38.1ha)	1,065ha (-約24ha)
	計	1,138.0ha	1,101.7ha(-36.3ha)	1,124ha (-約14ha)
緑地の割合		27.8%	26.9%	27.4%

※市域面積：4,097ha

*1：都市公園以外の施設緑地については、将来にわたって現状を維持するものとし、目標値には計上しない

*2：農振農用地区域、生産緑地地区、河川区域、その他条例や協定で定める緑地

◆将来にわたり保全が担保される公園、緑地の面積

年 次	計画当初 平成17年度(2005年度)	現況 平成27年度(2015年度)	目標年次 平成37年度(2025年度)
都市公園等	49.2ha	51.0ha	59.0ha
保全措置の講じられた樹林地	12.9ha	19.8ha	65.0ha
計	62.1ha	70.8ha	124.0ha

※保全が担保される公園緑地とは保全について市が関与できる緑地のこと

(4) 緑化の目標

～まちなかに緑と花を増やします

街路樹や公園の木々、花壇、生け垣など、普段目にする緑は私たちの生活に安らぎを与え、まちに季節感や潤いを与えてくれます。

今後は、特に、緑化の目標として次の3つを設定し、身近な目に見える緑を増やします。

① 街路樹やまちかど花壇、河川沿いの並木を増やします

街路樹は都市計画道路などを中心に植樹されていますが、今後ともその数を増やしていくことをめざします。

また、まちの目印となっている主要な交差点などではまちかど花壇を、高麗川など主要な河川沿いには並木を増やします。

② 道路沿いの緑を増やします

学校や公共施設は、これまでも施設内の緑化に努めてきましたが、特に、道路と接する部分については、まちなみに配慮した緑化を重点的に進めます。

また、住宅地や工場などの私有地については、緑豊かなまちなみとするため、特に、生け垣など接道境界部の緑化を重点的に促進します。

③ 市民参加による緑化活動を進めます

本市では、オープンガーデンや市民ボランティア花壇などの市民参加による緑化活動が盛んに行われています。

こうした小さな活動がやがて市全域に広がり、大きな流れになっていくことが目標です。

具体的には、緑化推進地区を指定していくとともに、こうした市民の手による緑化活動を積極的に支援し、生活の中に目に見える緑を増やすことをめざします。

◆公共施設の緑化目標

区 分	緑化目標
庁舎等の公共施設	敷地面積から建築面積並びに道路及び河川区域を除いた面積の概ね30%を目標に、植栽地の確保に努める。
学 校	学校施設の内周に幅2m程度の植樹帯を設けるよう努める。 校内は、できる限り芝生を植栽するよう努める。
公 園	公園の設置目標に応じ、敷地面積の概ね30%を目標に、植栽地の確保に努める。
道 路	歩道幅員3.5m以上は、街路樹又は植栽帯を設置するよう努める。

4. 緑の将来像

基本理念や基本方針に基づき、坂戸市の緑の将来像を次のように設定します。

<緑の将来像>

城山周辺の樹林地と高麗川などの河川エリアを軸として、市民の憩いやレクリエーション活動の場となる多様な拠点と、それらが遊歩道などで有機的に結ばれた水と緑のネットワークの形成をめざします。

また、市街地や郊外の集落地については、市民の手によるまちなみの緑化を進め、緑と花いっぱいのまちづくりをめざします。

(1) 水と緑の骨格

本市の水と緑の骨格は、河川や水辺の緑地軸と3種類の緑のエリアで構成します。

① 緑地軸

高麗川や越辺川、葛川、飯盛川、谷治川、大谷川の水辺空間を緑地軸として位置づけ、保全とレクリエーションの場としての活用を図ります。特に、清流を誇る高麗川は、郷土のシンボルとなる水辺レクリエーション空間の積極的な保全と活用を図ります。

② 緑のエリア

●樹林保全エリア

城山周辺の樹林地は、市内最大の樹林地であるとともに多様な動植物が生息、生育しており、緑地の核として保全に努めます。

●保全農地エリア

郊外に広がる農用地は、郷土景観を代表する要素として、また、風の道をつくりヒートアイランドを緩和する、多様な生物の生息の場となるなど、環境保全上重要な役割を果たしており、緑の骨格として保全に努めます。

●花いっぱいのまちエリア

市街地や集落地は、身近な緑の保全やまちなみの緑化を図り、花いっぱいのまちづくりをめざします。

(2) 水と緑の拠点

市民の憩い・学習・レクリエーション活動の場として、次のような「水と緑の拠点」を形成します。

① 特色のある公園

市民総合運動公園の改修や機能の拡充を進めるほか、特色のある公園の整備を推進します。

② 自然レクリエーション拠点

市を代表する自然レクリエーション拠点として、城山周辺の森林とサツキクリーンセンター周辺の水辺空間の2か所を位置づけ、良好な自然環境の保全と自然に配慮した整備・活用を図ります。

③ 環境学習拠点

子どもたちの自然、環境学習の拠点として、高麗川の浅羽ビオトープや環境学館いずみ、滝不動周辺の3か所を位置づけ、ビオトープの整備など環境保全のモデル的な取り組みを図ります。

④ 水辺と緑の拠点

高麗川、越辺川、葛川など、貴重な自然が残っている多和田天神橋、滝不動、森戸橋下流右岸、葛川沿い成願寺付近、こはるが池、葛川高麗川合流点、サツキクリーンセンターの計7か所周辺を「水辺と緑の拠点」として位置づけ、緑の保全と水辺の整備を図ります。

⑤ 花いっぱい活動拠点

本市では、「花いっぱいのまち・さかど」をテーマに、北浅羽桜堤公園や塚越の花しょうぶ園など、緑化活動が活発に行われています。また、花の栽培温室では、市民ボランティアとともに花苗を栽培し、市民花壇や各施設などに配布・提供を行い、市内全域の花いっぱい運動を推進します。

⑥ 花いっぱいのまちゾーン

市の中心市街地の玄関口である坂戸駅、若葉駅、北坂戸駅周辺及び東坂戸団地周辺などは、「花いっぱいのまちゾーン」として位置づけ、市の顔にふさわしい緑化活動を図ります。

(3) 水と緑のネットワーク

水と緑の拠点を有機的に結び、次のようなネットワークを形成します。

① 坂戸ふるさと遊歩道

現在、市民に親しまれている「高麗川ふるさと遊歩道」を、越辺川から大谷川の桜並木までつなげ、「坂戸ふるさと遊歩道」として市内を西から東まで通してウォーキングやサイクリングができるように整備を図ります。

② 水辺の散歩道

谷治川、飯盛川、大谷川、葛川などの主要な緑地軸は、安心して歩ける「水辺の散歩道」として整備を図ります。

③ 緑の散歩道

富士見緑地をはじめ、街路樹のある歩道などを活用し、「緑の散歩道」として歩行者ルートの形成を図ります。

④ エコロジカルネットワーク

生物多様性の確保のため、城山周辺を生態系のネットワークの中核とし、河川の緑地軸、平地林、都市公園等を介し市街地まで有機的につなぐネットワークの形成を図ります。

P 2 1 緑の将来像

図は別添ファイルをご覧ください

P 2 3 緑に関する施策の体系

図は別添ファイルをご覧ください

第4章 緑の保全・創造・育成計画

1. 安心・快適な生活を支える緑の基盤を創る

(公園・緑地の整備計画)

基本的な考え方

公園や緑地は、市民のやすらぎと憩いの場、スポーツ・レクリエーション・コミュニティ活動の場、災害時の避難場所、まちなみ風景の創出など、様々な役割を果たしています。

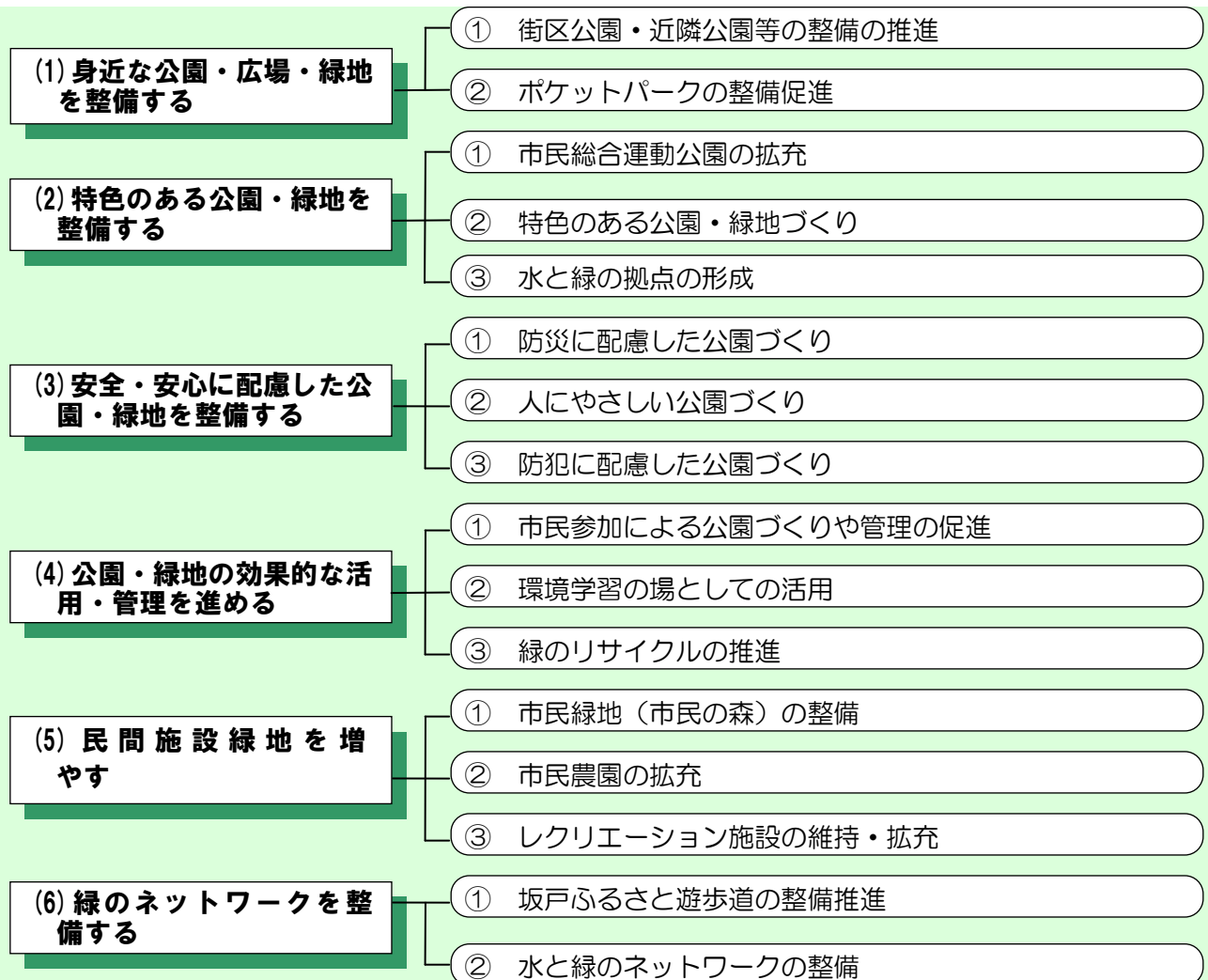
市の公園整備状況は、平成27年3月現在で、127か所、面積51.0ha、市民一人あたり5.0㎡で、埼玉県平均、全国平均からみて低い状況です。

そのため、街区公園、近隣公園などの身近な公園・緑地の整備・充実を図ります。

公園・緑地の整備にあたっては、防災や防犯に配慮するとともに、誰もが利用できるよう人にやさしい公園づくりを市民とともに進めていきます。

また、都市公園の不足を補うため、市民緑地や市民農園などの整備・拡充を推進するとともに、多様な緑の拠点を結ぶ坂戸ふるさと遊歩道・緑の散歩道などの水と緑のネットワークの形成を図ります。

◆施策の体系



(1) 身近な公園・広場・緑地を整備する

① 街区公園・近隣公園等の整備の推進

街区公園や近隣公園などは、身近な公園として、多くの市民に利用されています。既設の公園については利用ニーズに併せた整備を推進します。

また、土地区画整理事業などに併せて整備を推進するとともに、市街地内の良好な樹林地などを活用した公園づくりを進めます。

② ポケットパークの整備促進

都市公園以外にも、共同ビル、マンション開発などの公開空地、道路整備の残地、社寺境内地などを活用して市民の身近な憩いの場となるポケットパークの整備を促進します。



●入西公園

(2) 特色のある公園・緑地を整備する

① 市民総合運動公園の拡充

市民総合運動公園は、スポーツ・レクリエーション活動の拠点として、多くの市民に利用されています。今後も、市民ニーズに合わせて既存施設の改修、機能の拡充を図ります。

② 特色のある公園・緑地づくり

市民の憩い、レクリエーション活動の拠点となる、河川や樹林地など自然とのふれあいを重視した坂戸らしい特色のある公園・緑地づくりを推進します。

なお、整備にあたっては、計画段階から、市民参加による協働の公園・緑地づくりを積極的に進めていきます。



●市民総合運動公園

③ 水と緑の拠点の形成

都市公園以外に、市民の自然とのふれあい、憩いの場となる水と緑の拠点の形成を図ります。

●自然レクリエーション拠点

市を代表する自然レクリエーション拠点として、城山周辺の森林とサツキクリーンセンター周辺の水辺空間の2か所を位置づけ、良好な自然環境の保全と自然に配慮した整備活用を図ります。

浅羽ピオトープは、「高麗川ふるさとの川整備事業」に基づき、鶴舞川の付け替えにあわせて生物の生息環境に配慮した湿地を形成するとともに、子どもたちが自然とふれあい、自然との共生について学べる野外活動の場として、平成15年3月に整備しました。



●浅羽ピオトープ



●環境学館いずみ

●水辺と緑の拠点

高麗川、越辺川、葛川など、貴重な自然が残っている多和目天神橋、滝不動、森戸橋下流右岸、葛川沿い成願寺付近、こはるが池、葛川高麗川合流点、サツキクリーンセンターの計7か所周辺を「水辺と緑の拠点」として位置づけ、緑の保全と水辺の整備を進めます。



●浅羽ピオトープ現地看板

(3) 安全・安心に配慮した公園・緑地を整備する

① 防災に配慮した公園づくり

公園は、地震や水害などの災害時の避難場所、火災時の延焼防止など防災の役割を担っています。

また、ポケットパークや空地などの緑の空間も市街地の延焼防止機能の役割を果たしています。

現在、市の地域防災計画で避難場所に位置づけられている公園と併せ、その他の既設公園や新たに整備する公園についても、防災に配慮した公園づくりを推進します。



●富士見緑地

P 2 8 緑の防災ネットワーク計画

図は別添ファイルをご覧ください

② 人にやさしい公園づくり

公園の整備にあたっては、高齢者、障害者、子どもなど、誰もが安心して、快適に利用できるよう、トイシ、ベンチなどをはじめとした施設・設備についてユニバーサルデザイン*の積極的な導入を推進します。

ユニバーサルデザイン：高齢者、障害者、健常者などの区別なく誰もが利用しやすいようなデザインを行うこと。



●段差のない公園入口

③ 防犯に配慮した公園づくり

誰もが安心して利用できるよう、見通しの良い樹木の配置、適切な照明灯の配置など、安全・安心な防犯に配慮した公園整備を推進します。



●見通しの良い公園

(4) 公園・緑地の効果的な活用・管理を進める

① 市民参加による公園づくりや管理の促進

公園の整備にあたっては、ワークショップなどの市民参加手法を導入し、市民の意見を反映した質の高い公園づくりを進めるとともに、地域の自主的な管理についての検討などを含め、管理団体の育成やボランティア育成などを進めます。



●市民が管理しているもみの木広場

② 環境学習の場としての活用

公園・緑地には、樹木や草花、鳥や昆虫など、身近な動植物が生息しており、学校や地域活動と連携して、子どもたちの自然とのふれあい、環境学習の場として活用を図ります。

③ 緑のリサイクルの推進

公園のせん定枝のチップ化*、落ち葉の堆肥化など、緑のリサイクルシステムを推進します。



剪定枝のチップ化：細かく砕かれたチップが、公園の敷き材や堆肥材料などに利用され、再び大地に返されます。

(5) 民間施設緑地を増やす

① 市民緑地（市民の森）の整備

まとまりのある樹林地（雑木林）は、市民緑地制度*を活用し、「ふれあいの森」の指定により、自然環境の保全を図るとともに、遊歩道やベンチの設置など、市民の憩いの場としての公園活用を推進します。

市民緑地制度：土地所有者の申し出により、市が借地契約、土地の管理を行い、市民に緑地として公開する制度。



●まとまりのある樹林地

② 市民農園の拡充

市では、平成 26 年現在、市民農園 6 カ所が開設・管理されています。今後は、土地所有者の理解と協力のもと、農業者等の開設する市民農園も含め市民の身近な農業や土とのふれあいの場づくりを推進します。



●市民農園

③ レクリエーション施設の維持・拡充

市内には、身近な遊び場、憩いの場となっているレクリエーション施設が多くあります。都市公園を補完する公園的広場として、今後も土地所有者の理解と協力のもと、維持・拡充に努めます。



●レクリエーション施設

(6) 緑のネットワークを整備する

①坂戸ふるさと遊歩道の整備推進

現在、市民に親しまれている「高麗川ふるさと遊歩道」を、越辺川から大谷川の桜並木までつなげ、「坂戸ふるさと遊歩道」として市内を西から東まで通してウォーキングやサイクリングができるよう整備を進めます。



② 水と緑のネットワークの整備

多様な水と緑の拠点や公園などを有機的に結び、次のような散歩道の整備や緑化を推進し、住む人や訪れる人が水辺と緑に親しむ回遊性のある水と緑のネットワークを形成します。

●水辺の散歩道

谷治川、飯盛川、葛川などの主要な緑地軸には、安心して歩ける「水辺の散歩道」の整備を図ります。



●飯盛川沿いの歩道

●緑の散歩道

市内の公園・緑地、史跡、桜並木などを結び散歩コース(花と緑のスポット巡りコースなど)の設置や道路、河川・水路沿いの緑化、未利用地を活用した緑地の整備などにより、ふるさと遊歩道や水辺の散歩道と連携した「緑の散歩道」づくりを進めます。



●緑の散歩道のイメージ

P 3 2 公園・緑地の整備計画

図は別添ファイルをご覧ください

2. 緑と花で潤いと彩りあるまちなみを創る

(都市緑化推進計画)

基本的な考え方

本市では、「花いっぱいのみち・さかど」をテーマに、北浅羽桜堤公園や塚越の花しょうぶ園など、様々な緑化活動が活発に行われています。また、花の栽培温室では本市の花いっぱい運動の先導的な役割を担い、市民ボランティアとともに緑化活動を進めています。今後、市民とともにこうした活動を一層充実・発展させるとともに、次のような緑化を推進し、緑と花に包まれた潤いと彩りあるまちづくりをめざします。

公民館などの公共施設は、多くの市民に利用されている施設であり、施設の緑は良好なまちなみ景観の形成、防災面でも重要な役割を果たしています。緑豊かな潤いあるまちづくりを進めるため、これら公共施設の緑化を推進します。

住宅地や商業地、工業団地などの私有地については、市民や企業等の理解と協力を得ながら、生け垣や前庭など、接道境界部を中心に緑化の推進を図るとともに、現在市内で実施されているオープンガーデンの普及を図ります。

また、緑化にあたっては、自然の植生を活かすなど、地域との協働による特色ある樹種の選定を検討するとともに、これらの緑については、市民との協働により適切な維持管理を進めていきます。

◆施策の体系

(1) 道路など、緑化によるネットワークづくりを進める

- ① 河川・水路の緑化
- ② 道路の緑化
- ③ 鉄道の緑化

(2) まちの拠点となる公共施設の緑化を進める

- ① 学校の緑化
- ② 公園の緑化
- ③ その他公共施設・公益施設の緑化

(3) 私有地の緑化を進め、まちの潤いを高める

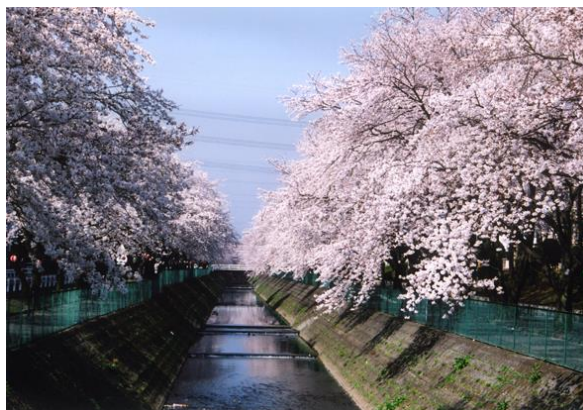
- ① 住宅地の緑化
- ② 工場・事業所の緑化
- ③ 商業地の緑化

(1) 道路など、緑化によるネットワークづくりを進める

① 河川・水路の緑化

大谷川の桜並木など、河川沿いの樹木については維持・保全に努めるとともに、市内を流れる高麗川、越辺川、葛川、飯盛川、谷治川などの河川や水路については、今後の改修に併せ、多様な生物の生息環境、水辺環境を維持するため、自然に配慮した護岸整備などを推進します。

また、河川改修などで生み出される残地を活用し、緑地の整備、樹木や草花などでの緑化を推進します。



●大谷川の桜並木

② 道路の緑化

市内の道路では、駅周辺や都市計画道路、にっさい花みず木地区などの計画的に整備された住宅団地の主要道路を中心に街路樹などによる緑化が進められています。

さらに、潤いあるまちなみ景観の形成、防災性（延焼遮断効果）の向上を図るため、都市計画道路や植栽可能な幅員をもつ道路の緑化を推進します。



●けやき通り

③ 鉄道の緑化

景観の向上などを図るため、鉄道事業者や沿道住民の協力を得ながら芝や花壇、プランターなどによる鉄道敷の未利用地や接道境界部の緑化を促進していきます。



●鉄道の緑化例

(2) まちの拠点となる公共公益施設の緑化を進める

① 学校の緑化

小中学校は、地域コミュニティ活動の核となっており、地域の緑の拠点として大きな役割を果たしているため、接道境界部を中心に緑化を推進します。

また、児童生徒の自然とのふれあい、環境教育の一環としての花壇づくり、校庭の芝生化、学校の木の育成、ビオトープ池の整備などを推進します。



●学校の緑化

② 公園の緑化

市内の公園については、地域の特性や公園の性格、住民意向を踏まえ、地域にふさわしい緑化を推進します。また、防犯上の配慮から見通しを確保した樹木の選定と配置、地域のシンボルとなる樹木や花の育成を推進します。



●公園の緑化

③ その他公共公益施設の緑化

多くの市民に利用されている行政施設や文化・教育施設、高齢者施設や公民館などの公共公益施設は、今後も、まちなみ景観の向上を図るため、緑化を推進します。

また、緑化スペースの確保が難しい施設については、屋上緑化や壁面緑化の導入を推進します。



●市役所の緑化

(3) 民有地の緑化を進め、まちの潤いを高める

① 住宅地の緑化

計画的に整備され、緑豊かなまちなみを形成している住宅団地や郊外の集落地などについては、現在の良好な住環境の維持・向上を図ります。

住宅地においては、まちなみ景観の向上を図るため、接道境界部を中心に緑化を促進します。

また、現在も活発に行われているオープンガーデン活動を推進します。



●住宅地の緑化

② 工場・事業所の緑化

富士見工業団地やにっさい花みず木地区の工業団地などに立地する大規模な工場や事業所については、接道境界部や敷地内緑化を促進します。

また、緑化スペースの確保が困難な場合は、屋上緑化や壁面緑化の導入を促進します。



●工場・事業所の緑化

③ 商業地の緑化

坂戸駅、北坂戸駅、若葉駅周辺の中心市街地の景観向上を図るため、駅前広場や主要な通りに特色ある樹木や草花の緑化を促進するとともに、商店街や住民の協力を得ながら、プランターの配置やベランダ緑化を促進します。

駅周辺の共同ビルや大規模店舗などについては、開発に伴う緑化スペースの確保と接道境界部を中心とした緑化を誘導します。

また、緑化スペースの確保が困難な場合は、屋上緑化や壁面緑化の導入を促進します。



●北坂戸駅東口の緑化

P 3 7 都市緑化推進計画

図は別添ファイルをご覧ください

3. ふるさとの自然と緑の風景を大切に守り育てる

(自然環境・景観の保全、育成計画)

基本的な考え方

市内には、良好な自然環境を保つ高麗川や越辺川をはじめとした様々な水辺の緑、城山や郊外のまとまった樹林地、田んぼや畑の農地、市街地や集落地域に点在する社寺境内林や雑木林、屋敷林などの身近な自然・緑地資源が多く分布しています。こうした、水辺や樹林地、農地は、野鳥や水生生物、昆虫などの野生の動植物の生息・生育地となっています。

これらの緑は郷土の風景を形づくり、市民のやすらぎの場となっており、長い歴史の中で育まれ、継承されてきたふるさとの貴重な財産といえます。しかしながら、近年の急速な都市化の進行でこれらの緑は減少し、今なお減少し続けています。特に樹林地や農地の大部分は民有地であり、土地所有者の理解と協力を得ながら多様な緑地保全策を活用して、これら自然・緑地資源の保全に努めます。

また、保全緑地については、ボランティアなど、市民との協働により、適切な維持管理を推進するとともに、隣接市町との連携を図ります。

◆施策の体系

(1) 身近な自然・緑を守る

- ① 樹林地（雑木林）の保全と活用
- ② 保存樹木、保存樹林の指定継続と拡充
- ③ 社寺境内林、屋敷林の維持・保全

(2) 坂戸らしい歴史文化的環境の保全と活用を図る

- ① 緑の文化財の保全

(3) 郷土の特徴的な景観を維持・創出する

- ① 特別緑地保全地区の指定検討
- ② 「景観計画」の策定、「景観協定」の検討

(4) 農地の保全と土とのふれあいを高める

- ① 優良農地の保全
- ② 土とのふれあいの場の整備

(1) 身近な自然・緑を守る

① 樹林地（雑木林）の保全と活用

高麗川・越辺川沿い、城山や郊外のまとまった樹林地については、ふるさとの景観、動植物の生育環境の維持を図るため、積極的な保全に努めます。

保全にあたっては、土地所有者の理解と協力を得ながら、特別緑地保全地区の指定や市民緑地制度などの活用を進めるとともに、樹林地の取得も検討していきます。

特に、城山周辺の樹林地は、エコロジカルネットワークの中核となる良好な自然環境、緑の象徴的な景観要素として優れた環境を有しており、緑地の保全を図りながら、市民にとって自然とのふれあいの場となる「城山市民の森」の整備を推進します。

整備にあたっては、市民ボランティアやNPO、行政などの協働による里山づくりを進めていきます。



●城山全景



●樹林地

② 保存樹木、保存樹林の指定継続と拡充

地域に親しまれている古木、大木や城山の一部などは、保存樹木、保存樹林に指定されていますが、今後も、指定継続と土地所有者の理解と協力を得ながら指定拡充に努めます。

③ 社寺境内林、屋敷林の維持・保全

市内に数多く分布する社寺境内林、郊外の集落地に分布する屋敷林は、郷土景観の維持を図るため、保存樹木、保存樹林の指定など、土地所有者の理解と協力を得ながら維持・保全に努めます。



●慈眼寺

(2) 坂戸らしい歴史文化的環境の保全と活用を図る

① 緑の文化財の保全

市内には、勝呂廃寺、浅羽野万葉遺跡、多波目城跡（城山）などの遺跡、土屋神社の神木スギ、入西のビャクシン*、ステゴビル*、カゴノキ*、シダレザクラなどの天然記念物が分布しています。こうした緑の文化財については、指定の継続とともに、周辺環境の保全に努めます。



●ビャクシン



●カゴノキ



●ステゴビル

ビャクシン：ヒノキ科の常緑針葉木で県の天然記念物
ステゴビル：原野に生える多年草で絶滅危惧種
カゴノキ：クスノキ科の高木で市の天然記念物

(3) 郷土の特徴的な景観を維持・創出する

① 特別緑地保全地区の指定検討

城山周辺の樹林地やまとまりのある樹林地などは、郷土景観の維持を図るため、土地所有者の理解と協力を得ながら「特別緑地保全地区」などの指定に努めます。

② 「景観計画」の策定、「景観協定」の検討

雑木林、水辺、田園風景など郷土の特徴的な緑景観については、緑地としての担保性をより高めるために緑地の保全策と併せて、「景観計画」の策定、「景観地区」の指定に努めるとともに、「景観協定」についても検討します。



●田園風景

(4) 農地の保全と土とのふれあいを高める

① 優良農地の保全

郊外には田んぼや畑など、広大な農地が広がっています。農地は、郷土景観を構成する重要な要素となっており、保水性の確保、風の道をつくりヒートアイランド現象を緩和するなどの環境保全も含め多面的な役割を果たしています。

開発などにより農地は年々減少していますが、農業の振興と併せて優良農地の保全（生産緑地、農用地区域）に努めます。

また、農道や用水路、農地の造成などの農業基盤整備にあたっては、自然環境や動植物の生息環境に配慮した自然に優しい整備を推進します。

② 土とのふれあいの場の整備

現在、市が管理する市民農園は、市内に6か所設置されています。今後は、高齢社会の進行に伴い利用者の増加が予想されるため、農地を所有する農業者等が開設する市民農園を増やしていくよう努めます。

また、遊休農地については土地所有者の理解と協力を得ながら、市民農園などの利活用を推進します。



●花しょうぶ園(塚越地内)

P 4 2 自然環境・景観の保全、育成計画

図は別添ファイルをご覧ください

4. 郷土の誇りである清流を守り、活用を図る (清流と人との共存推進計画)

基本的な考え方

市内には、高麗川、越辺川、葛川、飯盛川、谷治川などの水辺空間があり、貴重な緑地・景観資源となっています。

高麗川や越辺川は、市を代表する河川であり、舟運の歴史（江戸時代にいかだで材木を現在の千住まで運んでいた）や、かつて川を中心に形成された生活や文化の面影を残しています。

また、これらの水辺空間には、ギバチやメダカ、清流にしか生息しないカシカが確認されているなど、希少種を含む多様な動植物が生息・生育しています。

特に、高麗川は、清流の川として知られており、現在、清流の保全、水辺環境の整備を目的に、市民参加による「高麗川ふるさとの川整備事業」が進められています。その一環として、平成 15 年 3 月に自然とのふれあい・学習の場となる「浅羽ビオトープ」がオープンしました。また、埼玉県とともに高麗川まるごと再生プロジェクトにも取り組みました。

郷土の誇り、財産である清流や緑地・水辺環境を守り、次代に伝えていくため、清流と水環境の維持・向上、清流に親しむ場の整備と多面的な活用を図るとともに、川と親しむ場の提供に努めます。

◆施策の体系

(1) 清流と水環境の維持・保全を図る

- ① 清流を守る市民活動の促進
- ② 自然に配慮した河川・水路等の整備
- ③ ごみの不法投棄の防止、下水道の整備、浄化槽の設置

(2) 清流に親しむ場の整備と多面的な活用を図る

- ① 「高麗川ふるさとの川整備事業」の推進
- ② 水辺と緑の拠点づくり
- ③ 「ふるさと遊歩道」・「水辺の散歩道」の整備推進

(3) 清流を活かした人と地域の新たな結びつきを促進する

- ① 川と親しみ人と交流する場の提供
- ② 流域自治体との広域的な連携

(1) 清流と水環境の維持・保全を図る

① 清流を守る市民活動の促進

清流を守るため、流域市町との連携を図り、ボランティアなどの市民参加による清流保全活動を促進します。



●河川清掃活動

② 自然に配慮した河川・水路等の整備

河川・水路については、河川改修に併せて、河川管理者と協議を図りながら、自然護岸、緑化、ワンド*の整備など、動植物の生息・生育環境や景観に配慮した整備を推進します。

また、坂戸IC周辺における産業基盤づくりに際しては、自然環境との共存に配慮します。

ワンド：川の本流とつながっているが、水制などに囲まれて池のようになっている場所のこと。魚など水生生物に安定した住み家を与えるとともに、様々な植生が繁殖する場ともなっています。



●景観に配慮した護岸

③ ごみの不法投棄の防止、下水道の整備、浄化槽の設置

清流を保つため、水辺のごみの不法投棄の防止や下水道の整備促進、下水道整備区域以外の区域における浄化槽の普及、下水処理水の活用などを図ります。

また、水質保全にあたっては、坂戸、鶴ヶ島下水道組合及び流域市町との連携を強化していきます。

(2) 清流に親しむ場の整備と多面的な活用を図る

① 「高麗川ふるさとの川整備事業」の推進

現在、清流の保全、水辺環境などの整備を目的に進められている「高麗川ふるさとの川整備事業」については、今後も市民参加による事業の推進を図ります。



② 水辺と緑の拠点づくり

環境学習拠点である環境学館いずみでは、定期的にバードウォッチングや高麗川自然観察講座を開催しています。また、市内の小中学校では「坂戸市環境教育プログラム」を活用し、身近な水辺や緑が自然観察や学習の場となるよう、様々な環境教育を展開しています。

このような、坂戸市独自の環境教育を更に充実・発展するため、高麗川や越辺川などの河川沿いに、自然とのふれあい・環境学習の場となる環境学習拠点や水辺と緑の拠点の整備を推進します。



●水辺と緑の拠点づくり（浅羽ビオトープ）

③ 「坂戸ふるさと遊歩道」・「水辺の散歩道」の整備推進

「高麗川ふるさと遊歩道」を、高麗川から越辺川、大谷川までつなげた「坂戸ふるさと遊歩道」として整備を推進します。また、葛川、飯盛川、谷治川などの河川沿いにも「水辺の散歩道」の整備を推進します。

（3） 清流を活かした人と地域の新たな結びつきを促進する

① 川と親しみ人と交流する場の提供

高麗川、越辺川の環境学習拠点には、市民交流の場の設置を検討します。また、ふるさと遊歩道及び水辺と緑の拠点などは、歩行者が水辺と緑に親しみ一休みできる親水スポットの設置を推進します。



●親水スポットのイメージ

② 流域自治体との広域的な連携

高麗川は、古くから木材の運搬などで流域間の交流を重ねてきた歴史があります。

良好な自然環境を残し、緑豊かな自然を満喫しながら安らぎを得られる水辺空間を提供している清流の保全には、流域自治体の連携が欠かせないことから、広域的な清流の保全、遊歩道整備、観光利用化・PRなどの協力体制について検討します。

P 4 6 清流と人との共存推進計画

図は別添ファイルをご覧ください

5. 市民・企業・行政など、みんなが力をあわせて緑を育てる

(市民参加による緑と花と清流のまち育成計画)

基本的な考え方

将来像に掲げた「緑と花と清流のまち・さかど」を実現していくためには、市民・企業・行政など、みんなが力を合わせて緑と清流を守り、育てていこうとする意識を持つことが大切であり、特に、緑に係わる土地所有者の理解と協力が必要です。

市では、緑と花と清流に関する様々な活動を行っているボランティア団体やNPOも多く存在し、市民ボランティア花壇やオープンガーデンなどの市民活動も行われています。

また、広大な農地を背景に営農も行われていることから、市民の「食」と「農」に対する関心も高く、市民参加による農業の振興・活性化、土とのふれあい、農業体験などが行われています。

緑豊かで潤いあるまちづくりを進めていくため、市民参加による緑化活動の推進、緑と花と清流に関する市民意識の醸成、緑と花と清流を守り・育てるための仕組みづくり、土とふれあう仕組みづくりについて検討していきます。

◆施策の体系

(1) 市民参加による緑化を促進する

- ① オープンガーデンの普及・促進
- ② 市民参加による緑化活動
- ③ 緑化推進地区の指定

(2) 緑と花と清流に関する啓発・普及活動を進める

- ① 緑と花と清流のイベントの開催
- ② PR活動の推進
- ③ 啓発活動の推進
- ④ フィルムコミッションの推進

(3) 緑と花と清流を守り・育てる仕組みをつくる

- ① 緑と花と清流を守る仕組みづくり
- ② 緑と花と清流を創る仕組みづくり
- ③ 緑と花と清流を育てる仕組みづくり

(4) 土とふれあう仕組みを充実する

- ① 市民農園制度の充実
- ② 学校や企業との連携の推進
- ③ 環境教育の一環としての農業体験の推進

(1) 市民参加による緑化を促進する

① オープンガーデンの普及・促進

個人の庭を市民に開放するとともに、ガーデニングについて楽しむオープンガーデン*は、平成27年10月現在、市内で23人の個人参加者と1の団体参加者で実施されており、今後も普及・促進を図ります。

オープンガーデン：ガーデニングの先進国イギリスで、90年ほど前から始まった個人の庭を開放し一定期間一般の人々に公開する活動。

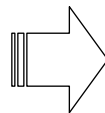


●オープンガーデン

② 市民参加による緑化活動

花いっぱい活動拠点である花の栽培温室では、市民ボランティアにより花苗を種から育て、市民花壇や各施設に提供するシステムを取り入れ、市内の花いっぱい運動推進の一端を担っています。

今後も、花いっぱい活動拠点の充実に努めるとともに、河川や道路、鉄道、学校、公園などの公共施設の緑化育成やまちかど花壇、プランターの設置などについて、ボランティア団体やNPOなどの協力を得ながら市民参加による緑化活動の促進を図ります。



高麗川河川敷、浅羽ピオトープの在来種の苗木植樹

③ 緑化推進地区の指定

まちの緑化を先導するため、駅前周辺や拠点的な公共施設周辺、現在緑化活動が盛んに行われている地区などを対象に、緑化を重点的に推進すべき地区として選定し、緑化活動を促進していきます。



●若葉駅周辺の緑化

(2) 緑と花と清流に関する啓発・普及活動を進める

① 緑と花と清流のイベントの開催

現在、市内で実施されている坂戸にっさい桜まつり、オープンガーデン展示、花のフリーマーケットなどの充実を図るとともに、風景絵画展などの緑化や清流などのイベント開催を進めます。



●坂戸にっさい桜まつり

② PR活動の推進

緑と清流に対する理解と協力を促し、市民参加による緑化活動や清流保全活動などの普及を図るため、様々なPR活動を推進します。

③ 啓発活動の推進

緑と清流に関する市民意識の醸成を図るため、緑の教室の開催、市民参加による自然観察会などのフィールドワークの開催、市民農園を利用した農業体験の実施、学校と連携した子どもたちへの環境教育の実施などの啓発活動を推進します。



●環境教育

④ フィルムコミッションの推進

市内では、自然景観などを活用して、映画やテレビドラマの撮影がたびたび行われています。

ロケーション（野外撮影）に清流や緑を活用することで、坂戸市の観光PR、市民の緑や自然に対する愛着や意識醸成の効果が期待されるため、フィルムコミッション*を推進します。

フィルムコミッション：映画やテレビドラマなどのロケーション（野外撮影）を、地元で誘致しスムーズに撮影が図られるよう支援する組織・活動です。



●木橋(島田橋)

島田橋：映画やドラマの撮影に活用されました。

(3) 緑と花と清流を守り・育てる仕組みをつくる

① 緑と花と清流を守る仕組みづくり

樹林地や屋敷林、社寺境内林などの緑を守るため、保存樹木、保存樹林の指定拡大を図るとともに、特別緑地保全地区や市民緑地制度の活用を図ります。

また、清流を守り緑を保全するため「坂戸市緑と花と清流基金」制度を活用することなどにより、緑と花と清流の保全に努めます。

② 緑と花と清流を創る仕組みづくり

都市公園の整備、緑化の推進など新しい緑を創る（増やす）ため、既存の生け垣設置奨励補助金制度、市民花壇やオープンガーデン制度の充実を図るとともに、「坂戸市緑と花と清流基金」制度の活用や、新たな仕組みづくりにより緑と花と清流の創造に努めます。

③ 緑と花と清流を育てる仕組みづくり

緑と清流を育てるためには、それを支える人づくりや市民団体の育成が必要であり、現在活動しているボランティア、市民団体への支援を充実するとともに、「坂戸市緑と花と清流基金」制度の活用や、緑と花と清流を育てる仕組みづくりに努めます。

—坂戸市緑と花と清流基金事業の概要—

○市の事業として各所管において行われる事業

- ・遊歩道整備事業
- ・花の推進事業
- ・河川浄化事業
- ・緑地保全事業 など

○市民やNPOなどが実施する緑の保全・創造活動に対する助成事業

- ・保存樹木等への補助事業
- ・生け垣設置への補助事業
- ・花いっぱい活動への助成
- ・緑化、清流保全活動への補助 など



●花いっぱい運動

(4) 土とふれあう仕組みを充実する

植物などの成長を育むにはその滋養となる土が大きく関連してきます。また、土は地球温暖化防止機能や自然生態系の維持機能、生産機能など様々な役割をもち、緑と密接に関連しています。土にふれることから緑や環境への意識醸成につながるよう、農業の振興・活性化施策と連携しながら、緑の保全、創出、育成の観点から次のような仕組みについて検討を進めます。

① 市民農園制度の充実

現在の市民農園については、設備や支援制度の充実を図るとともに、収穫祭などの交流イベントの開催などを進めます。



② 学校や企業との連携の推進

地域の大学や高校、企業などと連携し、農業体験を通じて農業と食についての理解を深め、遊休農地や市民農園を活用した地域活性化に努めます。

③ 環境教育の一環としての農業体験の推進

土とのふれあいを通じて、自然や農業への理解を深めていけるよう、学校や地域と連携した農業体験を充実します。



●農業体験等の活動風景

第5章 緑のリーディングプラン

◆緑のリーディングプランについて

計画の基本理念に掲げた「緑と花と清流のまち・さかど」の実現を図るため、次のような緑のリーディングプランを市民・企業・行政など、みんなが力を合わせて推進していきます。

このプランは、「緑」、「花」、「水」のテーマごとにプランを設定しており、プランの中核となるプロジェクトを提案しています。

◆緑のリーディングプラン

市民・企業・行政など、みんなが力を合わせて推進していきます

【緑】

1. ふるさとの森づくりプラン

ふるさとの原風景や動植物の生育環境を次世代に継承するために！

(1)良好な樹林地の保全を推進します

(2)「ふるさとの森づくりプロジェクト」を推進します

【花】

2. 花いっぱいのまちづくりプラン

市民による花いっぱい運動の輪を広げていくために！

(1)「花いっぱい運動」を拡充します

(2)「花いっぱい運動」への支援を充実します

【水】

3. 清流と水辺の再生プラン

ふるさとの誇りである清流と良好な水辺環境を継承していくために！

(1)清流の保全と水辺とのふれあいの場の整備を推進します

(2)「さかど水辺のふれあいプロジェクト」を推進します

プラン1 ふるさとの森づくりプラン

市の郊外にあるまとまった樹林地（雑木林）は、特徴的な郷土景観を形づくり、野鳥や昆虫などの生物の生息の場となっているほか、市民のやすらぎの場として貴重な財産となっています。

しかし、都市化が進む中で樹林地の減少が進んでおり、また手入れが行き届かず、荒れている樹林地もみられます。

ここでは、こうしたまとまった樹林地を守り・育てていく「ふるさとの森づくり」をリーディングプランとして位置づけ、土地所有者の理解と協力を得ながら良好な樹林地の保全を推進するとともに、「ふるさとの森プロジェクト」の推進を図ります。

(1) 良好な樹林地の保全を推進します

城山や高麗川沿い、郊外にあるまとまった樹林地については、将来にわたって保全していくため、「坂戸市緑と花と清流基金」制度の活用とともに、法や条例に基づき指定を推進します。

① 特別緑地保全地区の指定

まとまった樹林地を対象に、特別緑地保全地区*の指定に向けた検討を推進します。

また、効率的な管理や緑地としての市民利用を図るため、緑地保有者からの借り上げを前提とした市民緑地制度や、管理協定制度についても検討します。

特別緑地保全地区：都市における重要な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為を許可制とし、現状凍結的に保全する制度（都市緑地法第12条）



●城山の樹林

② 条例等に基づく指定

良好な樹林地については、土地所有者の協力のもと、「保存樹林」の指定を拡大します。

③ 城山の森の保全

市内で唯一の丘陵地に樹林が広がっている城山の森は、土地所有者の協力を得ながら、特別緑地保全地区を中心にして隣接地に市民緑地を配し、その周囲を保存樹林に指定するなど、各制度を利用してまとまりのある樹林地として、緑地保全の中核とすることを検討します。

(2) 「ふるさとの森づくりプロジェクト」を推進します

保全された樹林地については、ふるさとの景観を守り、生物多様性の維持・確保及びエコロジカルネットワークの中核となるように努めるとともに、市民にとって自然とのふれあいの場となるよう、次のような「ふるさとの森づくりプロジェクト」を推進します。

① 森づくりネットワークの推進

ふるさとの森づくりを推進するにあたっては、地域の身近な緑・樹林を大切にする人づくりが重要です。そのためには、地域住民、NPO、ボランティア団体、企業、学校関係者、行政が、それぞれの関心を高め役割を担い、一体となって意識啓発活動を行い、森を守り、育て、創る、相互連携のネットワークづくりを推進します。

② 森の整備

良好な樹林地については、土地所有者の協力のもと、樹林地の保全と共に、遊歩道や休憩施設などの整備を図り、自然とのふれあいの場となる森づくりを推進します。

森づくりにあたっては、計画段階から市民参加による親しまれる森づくりをめざします。

- 「城山市民の森」の整備
- 「ふれあいの森」の整備

③ 森の活用

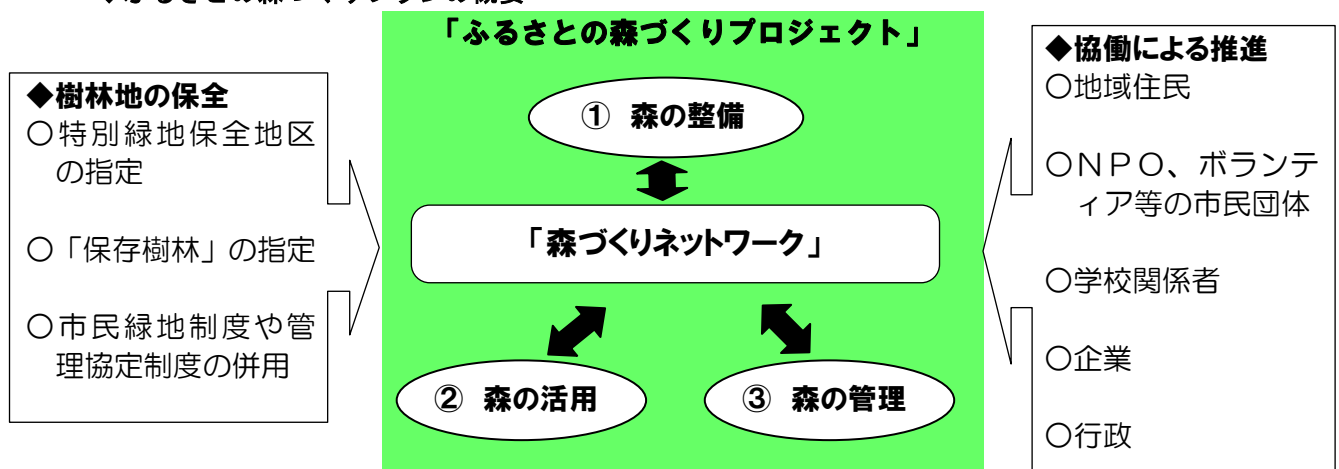
森を活用した地域活動の促進を図ります。

- 自然観察教室
- キノコ採り、くり拾い、山菜や野草採りなど
- 樹木の植栽、花壇づくり、キノコ栽培など

④ 森の管理

樹木の剪定、落ち葉拾い、草刈りなどの森の維持管理活動を促進します。

◆ふるさとの森づくりプランの概要



プラン2 花いっぱいのまちづくりプラン

市民の花に対する関心は高く、市民花壇の設置やオープンガーデン、遊休地を利用したコスモス畑など、花に関する市民活動も盛んに行われています。また、坂戸にっさい桜まつりや、花のフリーマーケット、花の風景絵画コンクールなど、坂戸市では花のイベントが数多く行われています。ここでは、こうした市民活動を一層発展させるため、「花いっぱいのまちづくり」をリーディングプランとして位置づけ、市が進める「ミツバチが飛ぶまちづくり事業」とも連携し、「花いっぱい運動」の拡充や市民活動への支援を充実します。

(1) 「花いっぱい運動」を拡充します

公共施設の外、住宅地や工場などの民有地などについても、市民参加により地域にふさわしい花いっぱい運動を推進します。

① 公共施設の花いっぱい運動を推進します

公共施設については、次のような花いっぱい運動を推進します。

- 道路への植栽
- 公園への花壇づくり
- 市役所、図書館、公民館などへの植栽

② 民有地の花いっぱい運動を促進します

民有地については、次のような花いっぱい運動を促進します。

- まちかど花壇の設置
- 遊休農地を活用した花畑づくり
 - ・簡易な管理、花期の長い植物
 - ・ミツバチの蜜源植物

③ 花のイベントの開催

坂戸にっさい桜まつりや、花のフリーマーケット、花の風景絵画コンクールなどの充実を図るなど花のイベントの開催を促進します。

(2) 「花いっぱい運動」への支援を充実します

市民参加による花いっぱい運動を推進するため、次のような支援を充実します。

① 花いっぱいネットワークの推進

花いっぱい運動を推進するにあたっては、身近な緑・花を大切に作る人づくりが重要です。花の栽培温室では、市民ボランティアによる花の苗づくりを進めていきますが、さらに地域住民、NPO、ボランティア団体、学校関係者、企業、行政が、それぞれの関心を高め役割を担い、一体となって意識啓発活動を行い、既存の組織を中心とした、花を育て、活用する相互連携のネットワークづくりを充実していきます。

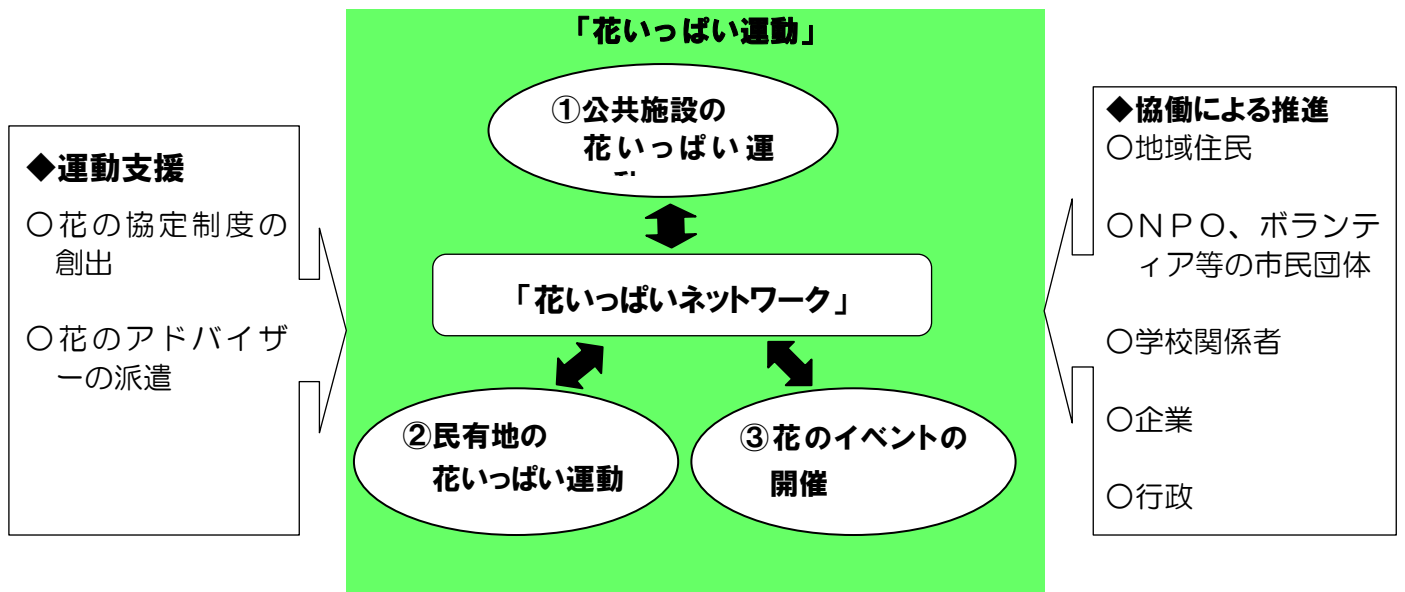
② 花の協定制度の創出

生け垣やプランター設置、維持管理等に関して住民の間で任意の協定を結び、プランター、花の苗木、球根、種子等を配布する「花の協定制度」を検討します。

③ 花のアドバイザーの派遣

花やガーデンデザインの専門家を「花のアドバイザー」として登録し、花の育て方や花壇の作り方等の派遣指導を行う制度を検討します。

◆花いっぱいまちづくりプランの概要



◆花いっぱい運動



プラン3 清流と水辺の再生プラン

高麗川や越辺川などの水辺は、多様な動植物の生息・生育の場として、また、市民の身近な自然とのふれあいの場として貴重な空間です。

特に、河川の水辺空間は、近年、自然とふれあう機会の少ない子どもたちにとって、身近な遊び、環境学習、自然体験活動のフィールドとして改めて見直されています。

市では、こうした背景を受け、子どもたちの遊び、環境学習、自然体験活動の場となる「浅羽ピオトープ」の整備や、坂戸市環境教育プログラムを推進しています。

ここでは、「水辺とのふれあい」をテーマとした「清流と水辺の再生」をリーディングプランとして位置づけ、清流の保全と水辺とのふれあいの場の整備と、「さかど水辺のふれあいプロジェクト」の推進を図ります。

(1) 清流の保全と水辺とのふれあいの場の整備を推進します

① 清流の保全

高麗川などの清流を守るため、次のような保全策を推進するとともに、流域自治体との連携を進めます。

●清流を守る市民活動の推進

- ・清掃活動
- ・シンポジウム、イベント開催
- ・下水処理水を活用した水辺づくり活動
- ・子どもたちによる水生生物調査

② 水辺ふれあい拠点の整備

高麗川や越辺川、葛川では、次のような水辺とのふれあいの場を整備します。

●環境学習拠点

主に子どもたちの遊び、環境学習、自然体験活動の場として整備を図ります。ハード面では親水広場や遊歩道などの整備を図り、ソフト面では、後述する「水辺のふれあいプロジェクト」などと一体的に推進を図ります。

●水辺と緑の拠点

市民に開かれた水辺とのふれあい、親水レクリエーション拠点として親水広場などの整備を図ります。

③ 「高麗川ふるさとの川整備事業」の推進

清流の保全、水辺環境の整備を目的に進められている本事業は、引き続き推進します。

④ 「坂戸ふるさと遊歩道」の整備推進

水辺のふれあい拠点の整備と併せて、多様な水と緑の拠点を結ぶ次のような遊歩道や散歩道の整備を推進します。

●坂戸ふるさと遊歩道

現在の高麗川ふるさと遊歩道を、高麗川から越辺川、大谷川まで延伸し、骨格的な遊歩道として整備を推進します。

●「水辺の散歩道」

谷治川、飯盛川、葛川沿いについても、水辺の散歩道として整備を推進します。

(2) 「さかど水辺のふれあいプロジェクト」を推進します

坂戸市では、将来を担う子どもたちが自然や身近な地域社会の中で、自然に対する豊かな感受性や身近な環境に対する関心を培うことを目的に、身近な緑や水辺を学習の場として環境教育プログラムを推進しています。今後、さらにこのプログラムの充実を図るとともに、次のような「さかど水辺のふれあいプロジェクト」を推進します。

① 水辺のふれあいネットワークの推進

子どもたちと身近な水辺との関係を考え、水辺とのふれあいを推進するにあたっては、人づくりが重要です。市では環境教育プログラムの実施や環境学館いずみのこどもエコクラブなどの取り組みを行ってきましたが、さらに、地域住民、NPO、ボランティア団体、学校関係者、企業、行政が、それぞれの関心を高め役割を担い、一体となって意識啓発活動を行い、既存の組織を中心とした、水辺を守り、水辺に親しむ、相互連携のネットワークづくりを進めていきます。

② 安全な水辺の整備と子どもたちの活動支援

子どもたちが、安全に遊びや学習を行えるよう、ビオトープ池やワンド、せせらぎなどの水辺環境や水辺へのアプローチなど安全な水辺の整備を推進するとともに、次のような活動支援を推進します。

- 安全への配慮、安全教育、危険箇所の改善
- 情報発信（危険箇所の把握と周知、川でのマナー・ルールづくりなど）
- 自然観察、生物調査、水質調査

③ 「子どもの水辺」再発見プロジェクトの活用

「浅羽ビオトープ」など環境学習拠点をさらに充実・拡充し、子どもたちの水辺での環境学習・自然体験活動を支援するため、「子どもの水辺」再発見プロジェクトの活用を検討します。

◆「子どもの水辺」再発見プロジェクト

国土交通省、文部科学省、環境省が連携して、市民団体、教育関係者、河川管理者等が一体となって、水辺での環境学習や自然体験活動を推進するために、平成11年度から取り組んでいる制度です。

子どもの水辺サポートセンターにおいて「子どもの水辺」の受付登録を行うとともに、ソフト面（ライフジャケットなど資機材の貸出し、活動をコーディネートできる人材の紹介等）からの支援を行います。

安全に水辺に近づくための水辺整備など、「子どもの水辺」において活動を推進するにあたって必要なハード面の支援は「水辺の楽校プロジェクト」で支援を行っています。

平成27年現在、全国で「子どもの水辺」は300か所、「水辺の楽校」は284か所の登録があります。

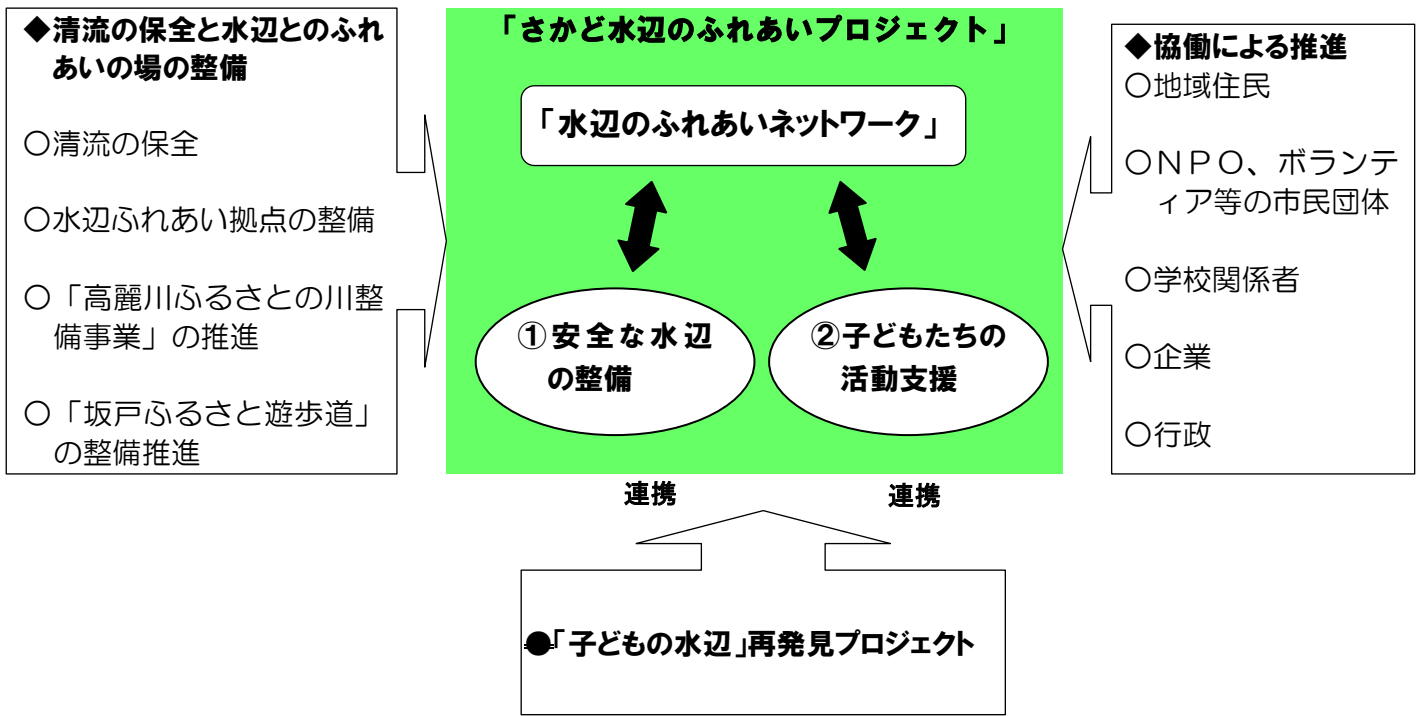


●環境学習



※出典：「水辺の楽校プロジェクト」などを活用した川を活かした環境学習・自然体験活動の推進について（国土交通省河川局HP）

◆清流と水辺の再生プランの概要



◆水辺のふれあいイメージ



●環境学習



●水辺遊び



●水辺の自然観察



●水辺の楽校イメージ

第6章 計画の推進に向けて

本計画は、中間年次から10年後の平成37年（2025年）を目標に策定されています。本計画に掲げた緑の将来像、緑の整備・保全目標、緑の施策を着実に推進していくため、今後、次のような事項について取り組んでいきます。

（1）市民参加の母体となる組織と仕組みづくり

計画の推進にあたっては、市民の参加が不可欠です。

本計画では、市民や企業の参加を施策の重要な柱に据えており、「市民参加による緑の育成計画」、「リーディングプラン」で、具体的な市民参加の方向を掲げています。

今後は、こうした市民参加の施策をより実効性の高いものとするため、組織づくりと仕組みづくりを検討していきます。



●植樹活動

（2）庁内の体制づくり

本計画の策定にあたっては、職員で構成される「坂戸市緑の創造・保全プロジェクト会議」で検討・調整を行い、中間年次の改訂は庁内検討委員会で取りまとめました。引き続きこうした横断的な組織体制のもと、計画の変更・調整、進行管理などを進めていきます。

（3）リーディングプランの推進

本計画で示したリーディングプランは、①比較的取り組みやすく、②市民に目に見える形で成果を示すことができ、③市民参加の気運を盛り上げる意味で高い波及効果が期待される「市民参加プロジェクト」として提案しています。

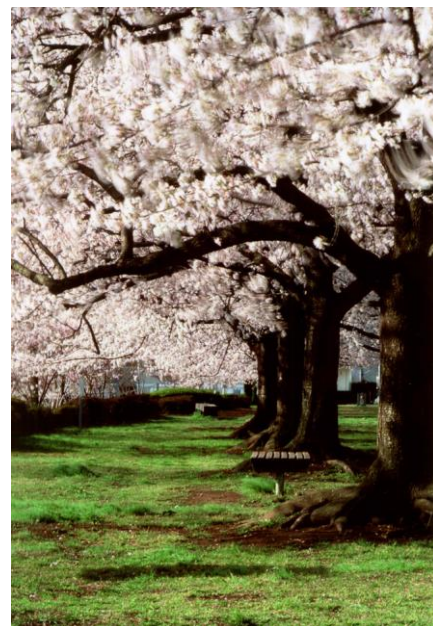
リーディングプランは、緑の施策全体を牽引・先導する大きな役割をもっており、プランの推進に努めます。

（4）周辺市町、県、国との連携

高麗川や越辺川などのように広域的に連なる緑を育む水辺空間については、周辺自治体と連携しながら計画の推進を図ります。

また、県や国が管理する河川や道路、公園等の公共施設については、市が窓口となり、必要に応じて計画の要請や市民の要望を伝えていきます。

参考資料



1. 中間年次改訂の経過

平成27年度

- ◆中間年次の改訂検討
- ◆緑の基本計画（中間年次改訂版の決定・公表

- H27年 5月 ●第1回緑の基本計画庁内検討委員会
- 7月 ●第2回緑の基本計画庁内検討委員会
- 10月 ●第3回緑の基本計画庁内検討委員会
- 11月 ●環境審議会に改訂案を報告
- H28年 1月 ●原案公表、市民コメント
(H28年1月5日～2月5日)
- 2月 ●第4回緑の基本計画庁内検討委員会
- 3月 ●坂戸市緑の基本計画（中間年次改訂案）の決定
●坂戸市緑の基本計画（中間年次改訂案）の公表

2. 坂戸市緑の基本計画庁内検討委員会 委員名簿

NO	役 職 名	氏 名	摘 要
1	環境産業部 次長兼環境政策担当副参与	松本 克巳	委員長
2	総合政策部副参与兼施設管理課長	齊藤 隆	
3	環境産業部環境政策課長	須藤 秀史	副委員長
4	環境産業部環境保全課長	山下 宏夫	
5	環境産業部副参与兼農業振興課長	村野 正洋	
6	環境産業部商工労政課長	石坂 知巳	
7	都市整備部次長兼都市計画課長	岩崎 進	
8	都市整備部維持管理課長	長島 光夫	
9	都市整備部道路河川課長	町田 肇	
10	教育委員会事務局 次長兼教育総務課長	辻 一正	
11	教育委員会事務局 副参与兼社会教育課長	真鍋 修子	
12	教育委員会事務局 スポーツ推進課長	西村 隆	
事務局	環境政策課	係 長	栗原 達夫
		主 事	本田 彩香

3. 市民意向調査の概要

(1) 「緑地保有者アンケート調査結果」の概要

① 緑地保有者アンケート調査概要

- 調査対象緑地：「城山周辺の山林」、「河川周辺の樹林地」、「圏央道整備周辺」、「身近な緑」の4分類
- 調査対象者：上記から、500㎡以上のまとまった山林・樹林を所有する緑地保有者
 - 第1次調査（平成16年度） 50名を対象
 - 第2次調査（平成17年度） 第1次調査を補足する41名を対象
- 調査期間：第1次調査：平成17年1月19日～2月18日
第2次調査：平成17年5月13日～5月25日
- 調査方法：調査員直接訪問による調査票聞き取り、及び、調査票事前郵送、調査員訪問による回収、聞き取り調査
- 回収結果：調査対象91票のうち73票を回収、回収率80.2%
- 調査項目：
 - 設問1** 坂戸市の樹林地一般について
市による買い取り・借り上げ意向、保全のための補助金・税の減免、緑地保全の条例の必要性
 - 設問2** 所有の樹林地について
樹林地の売却意向、樹林地の活用転換、維持管理の状況、ボランティアによる維持について、公共活用のための貸与について
 - 設問3** 所有の山林保全についてのご意見など（自由記入）

◆全体集計結果

◆設問1 坂戸市の樹林地一般について

① 市による良好な樹林地の買い取り意向

- 「どちらかといえばそう思う」が28.8%と最も多く、「買い取って欲しい」とする意向は全体で5割強、「そう思わない」とする意向は全体で約4割とわずかに買い取り意向が高くなっていますが、回答はほぼ二分していることが伺えます

② 市による良好な樹林地の借り上げ意向

- 「そう思う」が32.9%と最も多く、「借り上げて欲しい」とする意向は全体で6割強、「そう思わない・どちらかといえばそう思わない」とする意向は全体で3割強となっており、土地は手放したくないが借り上げについては良いという意向が比較的高いことが伺えます

③ 保全のための補助金や税の減免

- 「そう思う」が75.3%と最も多く、「保全のための補助金や税の減免を考えて欲しい」とする意向は全体で8割強、「そう思わない・どちらかといえばそう思わない」とする意向は全体で1割弱と要望の高さが伺えます

④ 緑地保全のための条例の必要性

- 「そう思う」が41.1%と最も多く、「保全のための条例が必要である」とする意向は全体で6割強、「そう思わない・どちらかといえばそう思わない」とする意向は全体で3割強となっていますが、「そう思う」という強い意向が4割の反面、「そう思わない・どちらかといえばそう思わない」という消極的な意向も3割強あり、条例の必要性については今後の検討課題と考えられます



◆設問2 所有の樹林地について

① 樹林地の売却意向

- 「そう思わない」が47.9%と最も多く、「売れるのであれば売ってしまいたい」とする意向は全体で3割強、「そう思わない・どちらかといえばそう思わない」とする意向は全体で6割弱と売りたいはない意向が高いことが伺えます

② 樹林地売却の可能性

- 「そう思わない」が27.4%と最も多く、「所有してたいが売らざるを得ない」とする意向は全体で4割強、「そう思わない・どちらかといえばそう思わない」とする意向も全体で4割強となっており、地権者の意向はかなりバラツキのある結果となっています

③ 樹林地の活用転換

- 「そう思わない」が38.4%と最も多く、「できれば樹林地は駐車場や宅地にしたい」とする意向は全体で2割強、「そう思わない・どちらかといえばそう思わない」とする意向は全体で6割強と、樹林地の活用転換は望まない傾向が伺えます

④ 維持管理の負担

- 「所有してたいが維持管理が大変」とする意向は全体で7割弱、「そう思わない・どちらかといえばそう思わない」とする意向は全体で3割弱となっており、維持管理については多くの地権者が大変であるとの認識が伺えます

⑤ 樹林地の維持管理の状況

- 「樹林地の手入れは充分手入れしている」とする意向は全体で約3割、「そう思わない・どちらかといえばそう思わない」とする意向は全体で6割強となっており、樹林地の維持管理には手が及んでいない状況が伺えます

⑥ ボランティアによる維持管理の意向

- 「市民ボランティアによる維持管理を望む」とする意向は全体で6割強、「そう思わない・どちらかといえばそう思わない」とする意向は全体で約3割となっており、④・⑤の回答も踏まえ維持管理の困難性から、ボランティア等による手入れを望んでいる意向が高いことが伺えます

⑦ 樹林地公共活用による市への貸与

- 「自然観察や環境学習の場、散策路等のためなら市へ貸しても良い」とする意向は全体で6割弱、「そう思わない・どちらかといえばそう思わない」とする意向は全体で3割強となっており、公共的な市民活用の緑地であれば貸与も構わないとする意向が伺えます

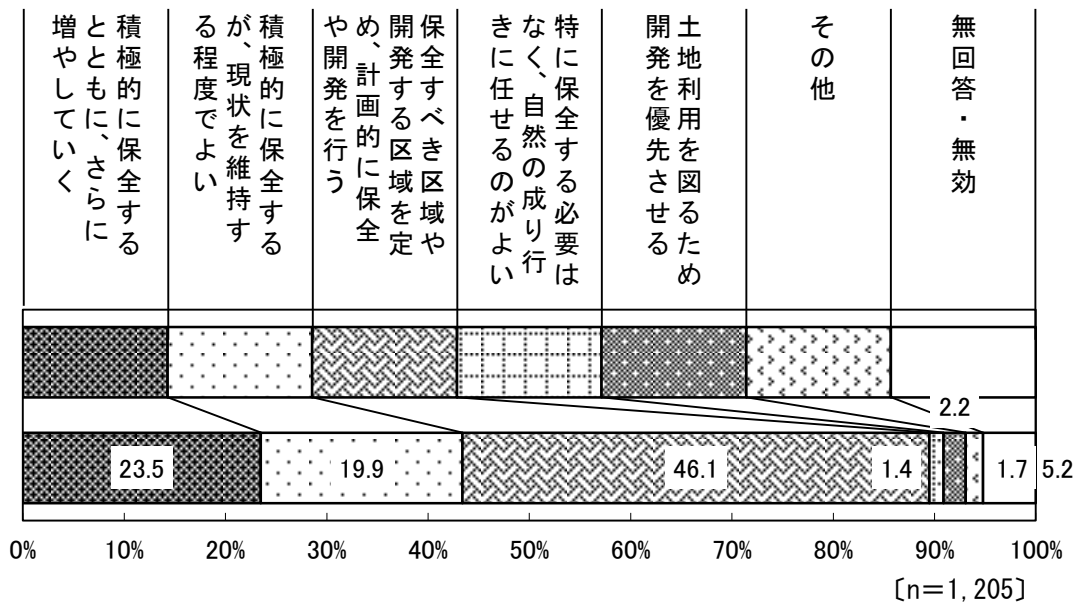


(2) 「市民意識調査結果（平成26年度）」の抜粋

緑地保全に対する考え方

- ◆ 何らかの保全が必要だと考えている人が9割近くである。

問23 坂戸市にある自然環境の保全についてはどのように考えていますか。次の中から1つだけ選んでください。



緑地保全に対する考え方

緑地保全に対する考え方は、「保全すべき区域や開発する区域を定め、計画的に保全や開発を行う」が最も多く 46.1%である。これに「積極的に保全するとともに、さらに増やしていく」（23.5%）に「積極的に保全するが、現状を維持する程度でよい」（19.9%）など、積極的に保全すると回答している人が多い。



坂戸市にある緑地の印象

- ◆ 最も印象が良いのは「田園風景」で約7割が「良い」と評価している。

問24 坂戸市の緑についてどのように感じていますか。各景観についてそれぞれ1つずつ選んでください。

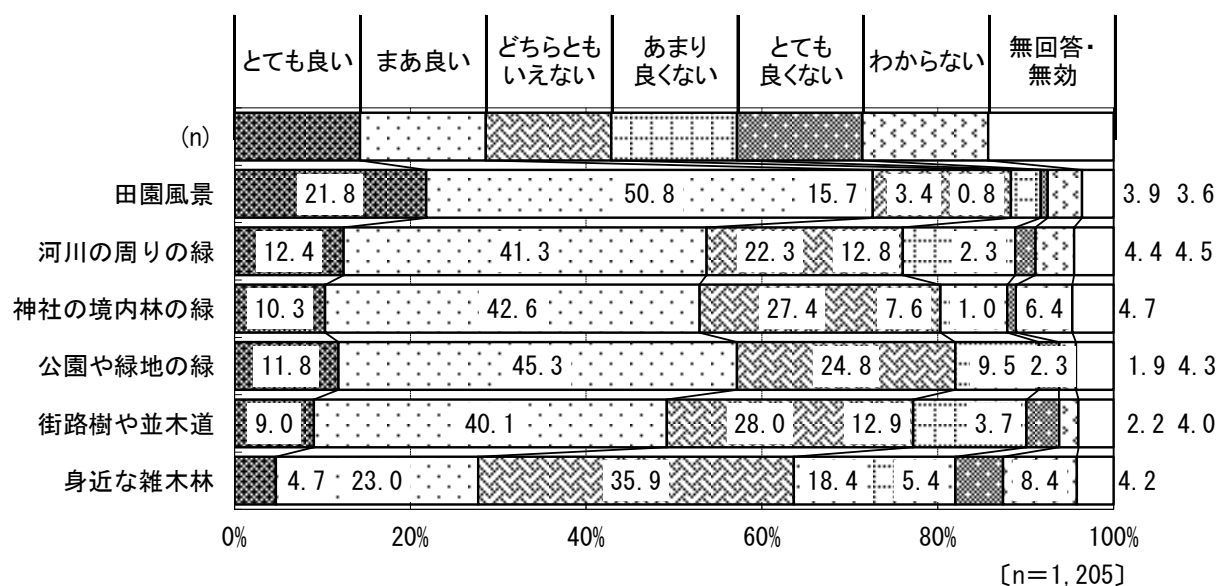
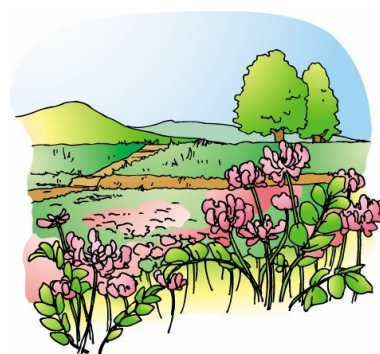


図 エラー! 指定したスタイルは使われていません。-1 坂戸市にある緑地の印象

坂戸市にある緑地の印象は「田園風景」が最も好感を持たれており、「とても良い」(21.8%)に「まあ良い」(50.8%)を加えると、約70%の人が良いと答えている。その他「河川の周りの緑」「神社の境内林の緑」「公園や緑地の緑」「街路樹や並木道」についても「とても良い」に「まあ良い」を加えると50%前後を占めている。

一方「身近な雑木林」は、「とても良い」(4.7%)に「まあ良い」(23.0%)を加えると27.7%で最も少ない。「とても良くない」「あまり良くない」の回答が多く、合計すると23.8%を占める。



4. 用語集

あ 行

運動公園

都市住民全般の主に運動を目的とする公園で、都市規模に応じて1箇所当たり面積 15~75ha を標準として配置される。

エコロジー

生物とその生活環境との関連を研究する生態学。

エコロジカルネットワーク

野生生物が生育・生息する様々な空間がつながる生態系のネットワーク。空間の連続性・一体性を確保して、人と自然の共生を確保していくことが重要。

NPO（特定非営利活動法人）

行政や民間企業に属さず、社会的に必要な公益的活動を行う住民による非営利の組織。
(Non-Profit Organization の略)

延焼遮断帯

幹線道路や河川、鉄道、公園などの都市施設と沿道建築物の不燃化を組み合わせることにより火災の延焼拡大を阻止する帯状の不燃空間。

オープンガーデン

個人の庭を一般の方に公開する制度。花などを通して、庭主と訪問者の交流が深まる。坂戸オープンガーデンでは、期間を定めず、通年開放しているお宅も多い。

オープンスペース

公園・広場・河川・農地など、建物によって覆われていない土地を総称している。

か 行

街区公園

主として、半径 250m位の範囲の街区に居住する者の日常的な利用に供することを目的とする公園で、敷地面積を0.25ha を標準として配置される。子供の遊び場になるなど一番身近な公園。

風の道

空気の通り道のことで、「ピオトープ」と並んで都市環境を評価する新しい概念。ヒートアイランド現象抑制効果などの役割も担う。ドイツを中心とするヨーロッパでは、「風の道」による環境を考慮した都市計画案が作成され、その案に基づいた建築規制や都市整備を実施している。

環境基本計画

良好な環境を保全・創造し、次世代も含めた市民が快適に暮らすことができるような各種の施策を、総合的かつ計画的に推進することを目的として策定した計画。

環境教育（学習）

人間と環境との関わりについて理解と認識を深め、環境の重要性を認識して責任ある行動がとれるようにすることを地域社会へ広げていく教育。

環境負荷

人の活動により環境に加えられる影響で、環境を保全する上で支障の原因となるおそれのあるもの。工場からの排水、排ガスはもとより、家庭からの排水、ごみの排出、自動車の排気ガスなど、通常の事業活動や日常生活のあらゆる場面で環境への負荷が生じている。

緩衝緑地

大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和、または災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。

協働

協力して働くという意味。まちづくりの場合、市民と行政などがそれぞれの役割を担いながら、一緒に進めていくという意味で使用している。

近隣公園

主として近隣に居住する者の利用に供することを目的として、一近隣住区当たり1ヶ所を誘致距離 500mの範囲内で敷地面積 2ha を標準として配置する。比較的身近な公園、一時避難場所としても利用される。

景観協定

一定の区域に住む人や店舗・事務所などを持っている人たちが、地域の状況に応じて、自ら建築物の規模や形態、壁面の位置や色彩、樹木の植栽などについてのルールを決め、景観に関する協定を締結したとき、景観協定として認定する制度。

景観地区

景観法（2004年6月制定、12月施行）の規定に基づき、市町村が市街地の良好な景観の形成を図るため都市計画に定めた地区（2005年1月現在では、法施行直後であり、まだ定められた地区はない）。市町村は、景観法に基づく景観計画区域よりも、より積極的に景観の形成や誘導を図っていきたい場合、都市計画として、景観地区を定め、（1）建築物の形態意匠、（2）建築物の高さ、（3）壁面の位置、（4）建築物の敷地面積、について制限できることとされている。

公共下水道

主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの、又は流域下水道に接続するものがある。

コミュニティ

まち、住宅地、集落など、地域性や共同性という条件で構成されている地域社会のこと。地域共同体。

さ 行

市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、既に市街地を形成している区域及び、優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。

市民農園

自然とのふれあいを求める市民のレクリエーション活動の場として、農業体験を行えるよう農地を一定区画に区分し、一定期間貸し付ける農園のこと。

市民の森

所有者の協力により、民有の樹林地にベンチ、案内板などを整備し、緑地の保全と憩いの場を提供することを目的として指定する樹林地。

市民花壇

市所有の未利用地等を利用して、ボランティアの方に管理をお願いしている花壇。坂戸市の花いっぱい運動の一環で設置されている。

市民緑地制度

土地の所有者からの申し出により、地方公共団体（都道府県、市町村）または緑地管理機構が当該土地の所有者と契約を締結し、これに基づき、地方公共団体が一定の期間その土地を管理し、住民に公開する制度。

樹林地

樹木が密生している場所であり、植生により自然林、雑木林（二次林）などに分類できるとともに、地形からは平地林、斜面林などに分類できる。

条 例

地方公共団体がその管理する事務について、法律などの上位の規定の範囲内で、議会の議決によって制定する法令のこと。

親水公園

人が川や水辺に近づき、水に親しむことができるように配慮・デザインされた公園のことで、河川などの護岸では、従来の堤防から水辺に近づきやすい階段状や緩やかな勾配のものがつくられるようになっている。

生産緑地

市街化区域内において、優れた農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を目的として指定する制度。

生物多様性

すべての生物の間の変異性をいう。種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む。

雑木林

樹林地のうち、薪炭材の供給源としてクヌギやコナラ、エゴノキなどを中心として、生活とともに成立してきた林。人の手が加わることから、自然林に対し二次林と呼ばれる。

総合公園

都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とし、都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。

た 行

地域制緑地

緑地保全のための法律や条例による土地利用規制等を通じて緑地の保全・創造を図るもので、「緑地保全地区」や「緑地協定」が代表的。

地球温暖化

物の燃焼に伴ってできる二酸化炭素などは、地球から宇宙に熱を逃す赤外線を吸収して地球の温度を高く保つ効果があるため、温室効果ガスと呼ばれる。このような温室効果ガスの大気中の濃度が高くなることにより、気温が上昇する現象のこと。

地区公園

主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的として、スポーツ施設や休憩施設が設置され敷地面積4haを標準として配置する。

特別緑地保全地区

都市緑地法第12条に規定され、都市計画区域内において、樹林地、草地、水沼地などの地区が単独もしくは周囲と一体になって、良好な自然環境を形成しているもので、無秩序な市街化の防止や、公害又は災害の防止となるもの、伝統的・文化的意義を有するもの、風致景観が優れているもの、動植物の生育地などとなるもののいずれかに該当する緑地が指定の対象となる。

都市計画区域

都市計画を策定する区域の単位となるものであり、都市の実態や将来の計画を勘案して、一体の都市地域となるべき区域として県が指定する区域。

都市計画道路

都市計画法に定められた都市施設の1つで、都市計画決定された道路のこと。

都市公園緑地体系

都市公園は、総合公園・地区公園・近隣公園・街区公園など、利用圏域の規模によって体系的に整備することが求められている。

都市緑地

主として、都市の自然的環境の保全ならびに改善、都市景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所当たり面積0.1ha以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合、あるいは植樹により都市に緑を増加、または回復させ、都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあっては、その規模を0.05ha以上とする。

土地区画整理事業

地区内の土地所有者から土地の一部を提供してもらい（減歩）、その土地を道路や公園などの新たな公共用地として活用し、整然とした市街地を整備することにより、居住環境を向上し、区画を整形化して利用増進を図る事業。

な 行

ネットワーク

「網細工、網の目のような組織」の意味であり、ここでは市内各地に分散する拠点などを、単独では持ち得ない複合的な魅力を出させるための相互の連携を意味する。

農用地区域

農業振興区域（相当期間にわたり、総合的に農業振興を図るべき地域として県が指定）内における集団的に存在する農用地や、土地改良事業の施行にかかる区域内の土地などの生産性の高い農地等、農業上の利用を確保すべき土地として指定された土地。

は 行

ヒートアイランド現象

都市部でのエネルギーの増加、緑の減少、地表をアスファルトやコンクリートで覆うことや、大気汚染が原因となり、都市部の気温が郊外よりも上昇すること。

ビオトープ

ドイツ語のBio（生命）とTopo（場所）との合成語。野生生物が共存共生できる生態系を持った場所や空間のこと。植生豊かな水辺や雑木林がその代表例であり、また開発事業などに際して積極的に保全、回復、創出が図られる野生生物の成育・生息環境という意味でも用いられる。

風致地区

都市の風致（丘陵、樹林、水辺地等の豊かな土地、郷土的意義のある土地、緑豊かな住宅地等を含む良好な自然環境のこと）を維持するため、都市計画法の規定に基づき、県知事が都市計画に定める地域地区。当地区内での建築等の行為については、県知事の許可が必要であり、都市の風致を維持するために政令及び条例で定める基準に適合しないものについては不許可とされる。

不法投棄

法律や規則に違反し、山や河川等にゴミ等を捨てること。

ポケットパーク

歩行者が休憩し、または近隣住民が交流するための空間で、道路もしくは道路沿いに設けられた緑のある小さい広場のこと。「ベストポケットパーク」の略で、チョッキのポケット程度の公園という意味。

保存樹林

坂戸市の環境保全条例により、市内各地域に存在する樹木の集団で、特に保存が必要と認めるものに対し指定を行う。

ま 行

緑のリサイクルシステム

公園や街路樹等の管理により発生した枝や葉を、公園園路の舗装に用いるチップや堆肥等に再利用する仕組み。

未利用地

市街地内における工場の跡地や不耕作地など、土地利用が行われていない土地のこと。

や 行

ユニバーサルデザイン

高齢者・障害者だけでなく誰もが使いやすいように配

慮された施設などのデザイン。

ら 行

リーディングプラン

坂戸市の緑のまちづくりにおいて、先導的・重点的かつ分野横断的に取り組むべき施策を取り上げ、これらをリーディングプランとして位置づけている。

リサイクル

資源の再生利用・循環使用のこと。システムとして確立することにより、環境への負荷低減や省資源・省エネルギー、ごみの減量などの効果が期待できる

緑地協定制度

都市緑地法に基づく制度。一団の土地所有者等の全員の合意により、市長の認可を受けて締結される緑地の保全または緑化に関する協定のこと。協定には、対象区域、樹木を植栽する場所や種類、違反した場合の措置などが定められ、認可の公告後にその区域に移転してきた者に対しても効力を有する。

緑地保全地域

都市緑地法に基づき、都市計画区域内の緑地で風致または景観が優れているなど、良好な自然的環境を形成している緑地について、それを保全するため、県知事または市長が都市計画に定める地域地区。樹木の伐採など一定の行為を行う際は県知事の許可が必要。

わ 行

ワークショップ

作業場・研修会などの意であるが、都市計画・まちづくりの分野では、地域にかかわる諸問題に対応するために、様々な立場の参加者が、体験交流や共同作業を通じて、地域の課題発見、創造的な解決策や計画案の考察、それらの評価などを行っていく活動。

坂戸市緑の基本計画（中間年次改訂版）



発行 坂戸市

〒350-0292 埼玉県坂戸市千代田一丁目1番1号

電話 049-283-1331（代表）

企画・編集 坂戸市環境産業部環境政策課